

経 済 港 湾 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年3月24日（月）午前10時0分～午後1時17分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（経済観光局）

（令和6年度）

1. 第120号議案 中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築工事請負契約締結の件
（港湾局）

1. 報 告 神戸港港湾脱炭素化推進計画

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 大かわら 鈴子

副委員長 宮 田 公 子

委 員 のまち 圭 一

住本 かずのり

壬 生 潤

木戸 さだかず

河 南 忠 和

欠上 原 みなみ

あわはら 富夫

朝 倉 えつ子

松本 しゅうじ

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（大かわら鈴子） ただいまから経済港湾委員会を開会いたします。

本日は、3月19日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

なお、上原委員より体調不良のため欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

初めに、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん及びつなぐさんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（大かわら鈴子） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、報道機関からの写真撮影等の許可についてお諮りいたします。

サンテレビさんから録音及び録画したい旨の申出がありますので許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（大かわら鈴子） それでは、許可することにいたします。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

本日は、文化スポーツ局の審査の予定はありませんので、文化スポーツ局の所管事項に関して質疑がなければ、待機を解除したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「質疑あり」の声あり）

○委員長（大かわら鈴子） それでは、文化スポーツ局の所管事項に関する質疑は、港湾局の審査の後に行いますので、御了承願います。

（経済観光局）

○委員長（大かわら鈴子） これより経済観光局関係の審査を行います。

それでは、議案1件について当局の説明を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○大畑経済観光局長 おはようございます。経済観光局長の大畑でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案1件につきまして御説明申し上げます。

お手元の経済港湾委員会資料の1ページを御覧ください。

第120号議案中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築工事請負契約締結の件について御説明申し上げます。

93億50万円で、西松・宮本組特定建設工事共同企業体と締結しようとするものでございます。

なお、2ページには、議案関連資料として、工事内容の詳細を、3ページに施設配置図を、4ページに完成予想図を添付しておりますので、合わせて御参照願います。

以上、議案1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願ひ申し

上げます。

○委員長（大かわら鈴子） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、第120号議案中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築工事請負契約締結の件について、御質疑はございませんか。

○委員（朝倉えつ子） 今回のこの120号議案なんですけれども、冷蔵庫棟の新築工事ということで、費用が約93億円出されているんですけど、その内訳については、今回提案と言いますか、出されていないんですけども、お聞かせいただけますでしょうか。

○大畑経済観光局長 今回の、冷蔵庫棟をこれから整備をしていくわけですけれども、契約としてはこれから5つの契約で実施をしまっていることになります。今回の御提案させていただいております建設工事につきましては、まず躯体と言いますか、建物を建築いたします。その後また、今度は中の設備の工事、あるいは電気の工事、ガスの工事といった、その冷蔵庫を稼働するに当たりまして必要な工事というのを今後合わせて実施することになりますので、今回のこの93億円というのは、建物ですね、建築の工事ということになります。

○委員（朝倉えつ子） その建屋の建築の工事の、もうどここの部分で幾らとかいう、そういう内訳というのは出せないのでしょうか。

○中尾中央卸売市場運営本部本場長 今おっしゃった、この今回の建築工事の内訳ですけれども、具体的にそれぞれの内訳としては、お出しできないというふうなことでございます。

○委員（朝倉えつ子） 内訳はあるけれども、出せないということの答弁だと思うんですけども、違いますか。

○中尾中央卸売市場運営本部本場長 内訳があって出せないというふうなことではなくて、この部分につきましては、まず1回目の入札のときに——1回目の入札という表現があれですけれども、まず8月のときに。

○大畑経済観光局長 今回御提案させていただいた全体像としての全体金額を契約させてもらっていますけれども、当然その契約に当たって、その内訳というのは当然ございます。ただ、ちょっと今手元に資料を持っていないので、今お答えできないという意味でございます。

○委員（朝倉えつ子） 内訳も分からずに、今、先ほどもちょっとおっしゃってたんですけど、なかなか今回の議案が出るまでも、幾らか聞いているんですけど、その内訳は分からない中で、何を根拠にこの議論、審議すればいいのかと思っているんですけど、その点はいかがでしょうか。

○大畑経済観光局長 今回はこの冷蔵庫棟の建築工事について、一般競争入札を行いましたので、一般競争入札の結果をもって、落札が決まりましたので、この契約の締結について、上程いただいているということでございます。

○委員（朝倉えつ子） なぜ聞くかと言ったら、やっぱりこの計画がそもそも当初の費用が120億円だったのが、205億円までどんどん上がってきている。それはなぜそうなったのかというのを私たちの会派も、繰り返しお聞きをしていたら、そもそもが実際の状況もちゃんとつかんでいなかったと、ずさんな計画だった。当局からも調査が限定的だった、井でこだけみたいないな形でしたということで、積算が甘かったということで、おわびする事態にもなっているわけです。

今回また同じような状況が起こるのではないかという懸念もあって、冷蔵庫棟そのもののスペースなんかは、そんな広がらないという、金額そのものも今回のこの93億円は、先ほど1回目とおっしゃいましたが、そこから上がっていないということは聞いているんですけども、懸

念があるのでお聞きをしているんですが、その点はいかがですか。

- 大畑経済観光局長 今、御指摘いただきましたように、この中央卸売市場の再整備、これはもともと令和元年5月に基本計画を策定をいたしました。そのときは全体事業費として、先ほど御指摘ありましたように120億円ということを想定してございました。

大きくカテゴリーで申し上げますと、埋立てで25億円、それから埋立地に今度造る冷蔵庫・買荷保管所・加工場、これで40億円、それから既存の改修工事で55億円と、こういった内訳で考えてございました。

その後、この埋立てに設置をいたします3つの施設の具体的な機能であったり、それから今ちよっとお話ございましたように、施設の規模であったり、そういったことを確定いたしました。それによりまして、この規模の変更、それから今の世の中の状況そうですけれども、建築資材の高騰、こういったことを含めまして、この事業費につきまして全体事業費205億円というふうに見込んでいるところでございます。

今申し上げましたように、冷蔵庫需要というのが非常にこの世の中で上がっている中で、冷蔵庫のその規模を大きくするといったこと、それから地盤調査というのも実際に行いまして、建物を建設するに当たって、その地盤を調査した上で、いわゆるくい、建物の下に、建物が適正に維持されるようなくいの増強、こういったことを含めまして、埋立地の3施設につきましては、139億円ということになりました。

できるだけ事業費を抑えていこうということで、既存施設の改修につきましては41億円というふうな、逆に低減させて、限られた財源の中で適正に事業を執行したいというふうな考えてございます。

- 委員（朝倉えつ子） 今、局長がるるおっしゃったように、本来であれば、きちんと状況をつかんで、くいの話もそうだと思うんですけど、調査もそうだと思うんですけど、やれていたことが、それがきちんとできていなくて、ずさんだっておわびする事態になったということで、冷蔵庫棟そのものは必要な設備だというふうな私も考えていますので、費用が本当にまたさらに増えるとか、そういうことがないように、そうなれば事業者への負担であるとか、市民への負担を増やすというようなことにもなりかねませんので、そのようなことがないように、それを求めておきます。

- 委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（大かわら鈴子） それではこの際、経済観光局の所管事項について、御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（大かわら鈴子） 他に御発言がなければ、経済観光局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

次の港湾局が入室するまでの間、休憩といたしたいと存じます。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしますので、御了承願います。

（午前10時10分休憩）

（午前10時26分再開）

（港湾局）

○委員長（大かわら鈴子） ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより港湾局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について当局の報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○長谷川港湾局長 それでは、着座にて、報告1件につきまして御説明を申し上げます。

経済港湾委員会資料の3ページを御覧ください。

神戸港港湾脱炭素化推進計画につきまして御説明申し上げます。

1. カーボンニュートラルポート形成計画からの主な変更点でございます。

今回策定する港湾脱炭素化推進計画は、2022年12月の港湾法改正に伴い、現行のカーボンニュートラルポート形成計画を移行するものでございます。

目標年次など基本的な事項に変更はございません。

具体的な更新項目は、国のマニュアルに基づき、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化の観点による新たなKPIの設定と、具体化した事業とそのCO₂削減効果の設定の2点でございます。

2. 温室効果ガス排出量の現状でございます。

対象エリアは表に記載のとおり、ターミナル内、出入船舶・車両、ターミナル外に分けて排出量を推計し、港湾機能高度化の観点から、ターミナル内、出入船舶・車両からのCO₂排出量をKPIに設定いたしました。

なお、神戸港全体のCO₂排出量は、2021年度時点で基準年の2013年度から約304万トン減少してございます。

3. 温室効果ガスの削減計画でございます。

温室効果ガスの削減目標は、政府目標と同じく、2030年度を、2013年度比46%削減の11.6万トンとし、2050年をカーボンニュートラルとして取組を進めてまいります。

4. 脱炭素化の取組方針及び5. 主な脱炭素化促進事業でございます。

2030年までの中短期と、2050年までの長期の取組方針を示すとともに、新たに具体化した事業につきまして、その実施期間やCO₂削減効果を示しております。

引き続き、取組方針に基づき、港湾関連事業者を含む神戸港港湾脱炭素化推進協議会の構成企業とも連携しながら、具体的な検討を進めてまいります。

最後に、6. 脱炭素化の取組イメージをお示ししております。

なお、4ページ以降には、神戸港港湾脱炭素化推進計画（案）を添付しておりますので、御参照ください。

また、本計画については、3月末の公表を予定してございます。

以上で、当局の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（大かわら鈴子） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、報告事項、神戸港港湾脱炭素化推進計画について御質疑はございませんか。

○委員（河南忠和） では、モーダルシフト推進——陸送から海上輸送に変更の点に関してお伺いいたします。

今般、国会のほうでガソリン税の暫定税率の廃止が議論をされていますが、当初はこのガソリンだけということとされていたんですが、野党から出された法案を見ると、軽油の暫定税率も廃止するとあります。ただし、トラック業界に対する交付金、運輸事業振興助成交付金に関しては、特別配慮をして、相当額を支給するという予算の内容となっています。

これは、当然、これが暫定税率の廃止となれば、今出ている補助金全てを廃止するということになりかねないと思っています。船会社さんは、船舶用として、A重油、C重油、それに軽油の3種類を使用されているということなんですけども、もともとこれらには税金が課されておらず、それを前提として経済が成り立っているという事情があります。

この経費がかからないという前提で、荷主から安い運賃しかいただいていないということで、価格構成が組まれているということでございます。

その中で支払われていた構造改革補助金というのが非常に有効であったとお聞きしています。重油でも軽油でも1キロリットル当たり1万円、すなわち、1リットル当たり10円から15円の構造改革補助金を支給していたということなんですけども、これがなくなってしまうと、油を多く使う船会社では年間数億円単位、そうでない会社でも年間数百万円のコストアップの要因になると言われています。

仮にこの暫定税率がなくなって、補助金も廃止ということになると、今回言われている船でモーダルシフトを進めようとしても、コスト高になってうまく進まないんじゃないかという懸念があるんですが、この点に関して、当局のお考え、認識をお伺いいたします。

○長谷川港湾局長 まず、本市といたしましても、この脱炭素化を進めるに当たりまして、モーダルシフト推進を掲げてございます。これまでもこのモーダルシフトにおいては、物流の2024年問題への対応や環境負荷の低減の観点から、我々としても非常に重要な項目でございまして、私どもといたしましては、フェリーなどの内航船舶によります海上輸送への転換を、支援をこれまでもしてございました。

私どもといたしましては、この神戸港を利用されておられます船社からは、やはりこの燃料高騰は大きな負担であるということ、いわゆるこれまで国の税制の特例措置であったり補助制度は非常に助かっていたものでございまして、この構造改革の補助金がなくなるというのは非常に痛手になるとお聞きしてございます。

まずは私どもができることは、この国の支援の制度の動向につきまして、まずは情報収集をいたしますけれども、やはりこの支援制度継続に向けました国への要望を、これまで同様しっかりと行ってまいりたいと考えております。

○委員（河南忠和） これははっきり言って国の制度の問題なんで、局長のほうから情報収集に努めるという御答弁だったと思うんですが、これぜひ我々も政治の立場から、こういった構造改革補助金というのがベースになっているんだということを言い続けますし、また神戸市からも、ぜひ国のほうにこの問題に関しては、船会社、モーダルシフトを進めていく上で、大変な障害になる可能性があるということを強く要望していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○長谷川港湾局長 今、委員おっしゃいましたとおり、我々といたしましても、やはりこのフェリーというのは物流面におきましても、人の交流におきましても、非常に重要なモーダル手段でございまして、ですから、我々といたしましても、この支援の制度を何とか継続いただけるように、引き続き努力してまいりたいと思います。

○委員（河南忠和） ぜひ要望活動もよろしくお伺いいたします。

以上で終わります。

- 委員（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。
- 委員（のまち圭一） 国の方針ということなので、あまり神戸港で聞いてもあれかもしれないんですけども、これまず、今回のこの目標を定めて、達成しなかった場合のペナルティーというのは何かあるんでしょうか。
- 長谷川港湾局長 今回の目標というのは、これは脱炭素化に向けての目標ということで御答弁差し上げますけれども、まずは我々としたしましては、この2030年に、2013年度比で、政府の目標と同じく今46%の削減目標が出てございます。これに向けて、我々としたしましてはやはり技術的な開発も必要になってまいりますので、このいわゆる協議会のメンバーとともに、また新たに技術開発をされる方々の御意見も聞きながら、精いっぱい努力をしていくということでございます。
- 委員（のまち圭一） 分かりました。世界の物流網の中で、このCNPができていない港は外されていくという話も聞いたことがあるんですけども、そういう中で神戸港もしっかりと対応していくという方針かなとは思っているんですけども、この2030年・2050年に向けて、この前提として、数字の中で要はコンテナ量が今後、もちろん神戸港としては増やしていこうというところなんですけども、2013年から比べて、この数字を計算したときに、何TEU増えるという前提とか、それとも今のまま、今250万でしたか、その数字のまま計算されているのかというのはありますでしょうか。
- 長谷川港湾局長 私どもは、戦略港湾政策に基づいて、まずは集荷でいわゆる国際競争力強化も含めてしっかりとやっていくということでございます。その中で、集荷においては、今現在、やはり我々目標としておりますのは、まずはコロナ前の水準を達成するというところでございます。コロナ前は294万TEUございました。今現在はやはり280万TEUを割り込んでいる状況でございますので、これは引き続き戦略港湾政策といたしまして、コロナ前の水準に必ず持つていくというのがまずの目標でございます。
 その後は、やはりもう1つの次のステップの目標といたしましては、コロナ前の水準を上回り、300万TEUを超えることができるかどうか、ここが非常に大きな我々としての目標になります。それに向けてしっかりと集荷、あるいは国際競争力強化に努めていくということでございます。
- 委員（のまち圭一） これすごい難しい矛盾を多分抱えてるところだと思うんですけども、船が来れば来るほど、特に大型タンカーが来れば来るほどCO₂をすごい出されてしまうわけで、神戸港としてはCO₂の排出量がどんどん増えていくというところかと思うんですけども、今後、その大型船とかが、特にまた日本は重油が使えるんですね、瀬戸内海というのは。海外に関しては軽油であったりとか、もうLNGとかに移行していきつつあるんですけども、そういうふうな規制とかというのは設けるとか、そういう計画というのはあるんですか。
- 長谷川港湾局長 まずは、私ども今、一つはグリーンアワードという制度を取ってございまして、これはオランダで発祥した環境の認証制度でございます。これは、一定の環境負荷を低減する船が入ってくる場合に、例えば入港料の減免、こういったものができる制度がございます。
 我々としたしましては、今世界の船会社においては、確かにLNGを燃料に使う船会社もおられますし、例えばメタンですね、メタノールを使う船会社もおられます。またアンモニアを使う船会社もおられます。
 そういった船会社によって、今、船を新しく造るに当たって、様々な工夫をされています。また、今、日本の内航フィーダーを取り扱う船会社においても、電化という新しいシステムの導入

に向けて現在努力をされておられます。そういった様々な船会社の努力を、何とか我々としてもこの努力に報えるような形でカーボンニュートラルポート、この脱炭素化を進めていくということになります。

ですから、やはりこれは対外的に我々だけではできないことをごさいますけれども、船会社や荷主の方の御協力、あるいは御支援を得ながら、進めていくということをごさいます。

- 委員（のまち圭一） 神戸港としては、ほかの例えば横浜とか東京と大きく違うところというのは、すぐ後ろが山なんで、逆に言うとCO₂をすごい吸収してくれる環境にあるのではないかなと思うので、この排出と吸収というのは、これ神戸港は多分一番できるところだと思うので、そこは神戸市全体で今、里山というのもやっていますので、出すだけではなくて、神戸は逆に吸っているんですっていうのもアピールしてもいいのかなと思います。

あと、最後に、重油のところ、これ、ちょうどこの市役所から見ていても、船が着いたら分かるんですけど、もくもくとした煙が船から出ているというところで、重油の、CO₂だけじゃなくて、NO_x・SO_xとか、そっちのほうの規制というのももっと強くするべきじゃないかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

- 長谷川港湾局長 NO_x・SO_xの問題は、これまでも課題になっておりまして、今、新しく船を造る場合には、まずはこのNO_x・SO_xの低減がかかるような構造にすることになってごさいます。

また、船舶が係留しているときに、先ほど言われたように、例えばエンジンをたくと、ああいいう形で煙が出ている様子が神戸港で見られます。これについては、我々といたしましては、今、少しではごさいますけれども、陸上から電力を供給するシステムを入れていきます。これは今、まだ練習帆船であったり内航の船に活用できるようになっておりますけれども、こういう係船時の陸上電力供給によりまして、そういったNO_x・SO_xへの影響についても低減できるように頑張りたいと考えております。

- 委員（のまち圭一） ここは技術革新もあると思いますので、これについて引き続きお願いします。

最後に、世界的に見て、日本がこんなに頑張っているけれども、結局、アメリカや中国が、というところで、トランプ大統領になってからもうCO₂は、というところの話も出ていますので、そこはしっかりと世界の動きを見て、日本だけが真面目にやって、CO₂が結局世界中で出まくっているということになったら、もう何か、お金かける意味がないので、それは今後、臨機応変に対応していただければと思います。

以上です。

- 委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はごさいませんか。

- 委員（朝倉えつ子） 世界中が脱炭素化の流れに向かう中で、この計画を本当に実効あるものにするということが求められていると思います。

今回の計画の取組方針の中に書かれてある、先ほども質疑ありましたけど、やっぱりモーターシフト推進というのは、これは大事かと思っておりますけれども、それぞれの分野別と言いますか、項目方針の部分で、その全体のは先ほどありましたけどそれぞれの目標数値であるとか、そういうのは決めていないのでしょうか。

- 長谷川港湾局長 この事業を進めるに当たっては、具体的な促進をするための事業項目というのを定めています。先ほど御答弁申し上げました、例えば、陸上電力の供給システム、これも一つ

でございます。また、やはりヤードとか、例えば上屋の照明のLED化とか、我々独自の工程もFC化、こういうことも進めてございます。

また、今現在、クレーン——現場で動くクレーンも、様々なこれまでとは違う燃料で脱炭素化に向けた動きもございます。

そういった様々なカーボンニュートラルの達成に向けての技術革新を、我々企業とともに進めているわけでございます。ですから、こういった技術革新を進める中で、できることを1つずつ我々としては現場で進めていくということでございます。

- 委員（朝倉えつ子） 方針のこの部分で2割ぐらい削減しようとか、3割削減しようとか、どこに——何て言うんですか、実効性あるものにするために、どこに力を入れてるのかということがやっぱり分かるような計画にしていきたいというふうに思っています。それで、そういう計画になることが必要なのかなと思っています。

また、先ほど来出ていましたけど、その船舶燃料で脱炭素化ということで、LNGであるとか、水素・アンモニア、これがるる書かれているんですけども、そもそも私たちの場合はこの水素も神戸市はよその国から持ってくる褐炭を使った水素、これを原料にしているということを指摘して、やっぱりこれは完璧ではないということを指摘して、改善を求めているわけですけど、国もエネルギー基本計画の中で参考資料となっているリスクシナリオという中で、国連に、今、日本が提出している国別の3削減目標も、なかなか実現ができないというふうになっていて、それはなぜかと言えば、再エネが拡大しないということ、ここが一番大事だと思うんですけど、拡大しなければいけないんですけど、2つ目に、燃焼時にCO₂を出さない水素・アンモニアの燃料活用が進まないということもあって、3つ目に、CO₂を回収し、地中に埋めていくような技術が普及していないということリスクというふうに挙げています。

また、国は、その水素・アンモニア発電は、発展途上の技術だということを述べていて、私たちこの問題を予特の経済観光局でしたけれども、この問題を質疑してきたんですけども、やっぱり石炭由来、石炭そのものが世界からは時代遅れだというふうに烙印を押されていますし、脱炭素に向かうという中では、こういう時代遅れの石炭に由来するんじゃないかと、そういうことでは目標も進まないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

- 長谷川港湾局長 まず、この石炭のお話が今ございましたけれども、まず、この脱炭素化の今回の計画においては、まずは国において策定したマニュアルがございます。このマニュアルの中で、CO₂の排出量について、いわゆる火力発電所から発生するCO₂の排出量については、区分して記載をすることとなっておりますので、この計画上、まずは区分して記載させていただいています。

そして、いわゆる石炭をベースにするこの発電でございますけれども、我々が今聞いておりますのは、やはりアンモニアを混焼することによって、CO₂を削減する、こういう取組を現在検討、実施に向けて動いているとお聞きをしております。

ですから、こういった点におきましても、やはり技術革新の中で、事業者と連携しながら取り組んでいくということでございます。

- 委員（朝倉えつ子） 予特のときには、そのアンモニアによる効果も、これは本当に限定的なんだということも私たちは示して、指摘しているところです。

先ほどNO_xなども言われていましたけど、そういうことについても、国の調査機関などでも、減少とまでは言えないということが出ていて、いろんなその効果そのものが、アンモニア混焼に

よる温室効果ガスの削減効果というのは、本当に非常に限定的だということになっています。

本当に今、こういう時代遅れの石炭にしがみつくと、脱炭素の道が破綻しているというふうに言わざるを得ないと指摘しておきます。

それで、局長からはオランダの話も先ほど答弁の中でありましたけれども、あの世界初のカーボンニュートラルな首都をつくるということで目指しているコペンハーゲン、デンマークの政府は、2050年にはその化石燃料からの完全脱却を目指しています。風力発電であるとか、本当に再生可能なエネルギーの供給で、そういう自然エネルギーで——100%再生可能なエネルギーで、100%を目指すということが目標として掲げられています。

神戸の町も非常に自然が豊かな地域なので、いろいろ努力されていますけれども、よりそういう自然を使って、地形を使って、あらゆる再生可能エネルギーの本格支給でもって脱炭酸を推進するという計画にさせていただきたいということをお願いしたいのですが、お願いします。

- 長谷川港湾局長 この再生エネルギーの利用についても、我々は非常に重要であると考えてございます。先ほど少し触れましたけれども、やはり再生エネルギーは、まずはこの日本の地理的な問題も含め、我々の神戸でできるのは、太陽光を使う、これが一番可能性の高い技術であると考えています。

今現在、確かに太陽光パネルというのはあるんですけれども、あれは非常に重量が重く、既存の建物に設置するというのは、非常に構造的にしんどい、難しい場合がございます。今現在、国においてもっと薄型のペロブスカイトと言われる新しい技術が開発されています。ただこれは、日本の中では、まだそのマーケットの中にはあまり広がっていません。ですから、まだ技術開発の途上ではございますけれども、こういう新しいペロブスカイトのような技術を使いますと、既存の建物にも応用ができます。設置もしやすいものです。ですから、こういう技術を我々といたしましても使いながら、この脱炭素化を進めてまいりたいと考えています。

- 委員（朝倉えつ子） デンマークなんかも、日本の企業のいろんな技術を使って、風力発電なんかも推進しているということなので、本当に再生可能なエネルギーの推進でもって、脱炭素を図るということと、改めて水素・アンモニアというのは、なかなか効果的ではないということを目指させていただきます。

- 委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（大かわら鈴子） それでは、この際、港湾局の所管事項について、御質疑はございませんか。

- 委員（河南忠和） 神戸港の米国艦船入港に関して、お伺いいたします。

新聞の報道にもありますが、アメリカ海軍の掃海艦ウォーリアが、3月24日、本日、摩耶埠頭に入り、3月26日に出航する予定とお聞きしています。

まず、入港に至るまでの経緯をお伺いいたします。

- 長谷川港湾局長 入港に至るまでの経緯について、少し長くなりますが、丁寧に御説明を申し上げます。

まず、この入港に至る経緯で一番発端になりましたのは、2月18日でございます。これは政府から——具体的に申しますと、阪神港長からでございますけれども、阪神港長から我々に情報提供がございました。ここには船の名前であったり、入港予定日、また、船員の方の数であったり、入港の目的などが書いてございます。

この2月18日に、これが我々に届いたんですけれども、これは日本政府とアメリカ政府の間の話で、恐らく決まっている事項でございますので、これがなぜ決まったのかについては、私たちは存じ上げません。これがまずスタートでございます。

この話がございまして、我々としては、やるべきことが2つございます。

1つは、港湾法に基づく手続でございます。この港湾法は、これは国が定めた法律でございまして、いわゆる港湾局としては、施設の例えば利用などについて、何人に対しても不平等な取扱いをしてはならないと、港湾法の中に記載があります。ですから、この港湾法に基づいたまず手続が必要であるということが1点目です。

2点目は、非核神戸方式がございまして。これは1975年に議会の決議によって決まったものでございます。ですから、我々といたしましては、この議会の決議を尊重する形で、この非核であることを確認する作業が必要になってまいります。この2つが大きな作業として出てまいります。

1つ目の港湾法に基づく手続でございますけれども、これは具体的な手続が動かないと進めることができません。実際に、このアメリカの海軍の入港に当たっては、アメリカ海軍と我々が直接話をするわけではございません。これは一般の船舶と同様、日本の船舶代理店が中に入って手続を行います。この手続につきましては、3月——具体的には3月17日に入港に関わる申請が出てまいりました。これは係留施設の使用許可というものでございます。これについては、最終的に先週の金曜日、夕方でございますけれども、21日に最終的に許可をしたという流れでございます。

それと、2点目の議会の決議でございます。これについては、様々な機関と調整いたしました。これは機関といたしましては2つでございます。1つは、国の機関、これは外務省でございます。もう1つは、アメリカ総領事館でございます。この2つと調整してまいりました。

まずは外務省です。これは日本の外務省でございますけれども、日本の外務省に対しましては、この船の入港があること、これは当然政府でございますので、御存じです。その上で、どういった対応ができるのか、まずは調整させていただきました。

その上で、外務省のほうからは、核の非搭載であると、文書は出せるということをお願いしたので、まずは3月7日に、文書照会をさせていただきました。これが、1週間後、3月13日に外務省から文書が来てございます。

この外務省の文書は、アメリカ政府の考え方が記載されています。これは1991年、あるいは1994年・2010年の核兵器に対するアメリカ政府の考え方が書いてございます。

それを基に判断して、日本に寄港するアメリカの艦船には核兵器が搭載されていない。今回のウォーリアについても、核兵器が搭載されていないことに疑う余地はないという回答をいただきました。この回答が、まず1つございます。

それと、もう1つのアメリカ総領事館との対応でございます。これについては、2月18日以降、外務省への問合せと合わせて、アメリカ総領事館にも相談をしております。アメリカ総領事館では、初めは厳しい意見しかありませんでした。かなり協議を重ねまして、最終的に3月14日にアメリカ総領事と私が会談をするということで、一つの提案がございました。

アメリカ総領事からの提案でございまして、アメリカ総領事には3月14日、神戸市の港湾局においていただいております。ですから、港湾局の会議室で直接お話をさせていただきました。

その中で、アメリカ総領事からは、今回の入港に当たって、アメリカ政府の見解をベースに、これは恐らく2019年のアメリカ海軍の発した文書をベースにされているかと思っておりますけれども、

まずはアメリカ政府の考えとして、核の搭載はないということです。それと、いわゆる日本人の核に対する心情については、十二分に理解をしているということをおっしゃっていただきました。

私のほうからは、これは50年ぶりの入港であるということと、今日の会談は非常に重要なものである。この核が非搭載であるということと直接話し合うという非常に重要な機会であるということをおっしゃっております。その上で、アメリカ総領事の意見もあり、またアメリカ総領事からは、神戸市民への影響も重々理解をしており、影響がないように配慮すると、そういった意見もございました。

そういった意見があった中、私どもといたしましては、このウォーリアという掃海艇には核兵器——核が搭載されていないということと、そのときに認識させていただきました。

また、これは14日でございますけれども、その後も引き続きアメリカ総領事館とは調整をいたしまして、21日、これは許可を出す前でございますけれども、21日にも改めて総領事館に確認をいたしております。この考え方についても、これまでのアメリカ政府の見解のとおり意見をいただきました。

こういった流れの中で、まずは外務省への文書照会をするに当たって、これは3月7日に外務省への文書照会をしておりますけれども、まずはこの段階で市長に、外務省に文書照会しますということをお伝えをいたしております。

また、合わせてアメリカ総領事館とも、アメリカ総領事と私が直接会談をすることも3月7日に市長にお伝えをいたしております。

その上で、先週19日・21日に改めて市長には、外務省の核兵器の非搭載についての文書と、アメリカ総領事から、これは口頭ですけれども、出た内容について御説明を申し上げ、最終的に今回の入港に至っております。

アメリカ総領事においては、やはりかなり踏み込んだ発言だと我々は理解しております、相当な配慮があったものと思います。こういった流れの中で、我々としては議会の決議を十分尊重するという形の手続きはしっかり取ったと認識しております。

以上でございます。

- 委員（河南忠和） 何点か重要なことを今おっしゃっていただいたんですが、まず1点目が、日本政府に対しての文書照会、これ3月13日とおっしゃられていましたけれども、これが1点。それとあと、クーバス総領事が神戸にいらっしゃって、3月14日ですか、非搭載を確認されたということだと思いますが、この2つの点に関して、これが根拠で非核証明書と同じような効力を発揮するという考えに至られたのか、この辺の整合性をちょっとお伺いしたいんですけども。
- 長谷川港湾局長 最終的には外務省の見解が1つ。それと、クーバス総領事からも申された内容が1つ。これを総合的に判断いたしまして、最終的に21日の手続きに至ったということでございます。
- 委員（河南忠和） 市会決議は当然、非核神戸方式というのがありますので、それを尊重しながら事務手続きを進められたという考えだと思いますので、きっちり確認されたということのを了いたします。
- 委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。
- 委員（あわはら富夫） それではすみません、今の経過のことから、もうちょっと詳しく質疑させていただきたいと思います。

今日、9時に実はIバースのほうに行ってきました。Iバースのほうにウォーリアが接岸をす

るという状況を見てまいりました。私としては、港湾局の対応、それから市長の対応を含めて、もっと頑張っただけよかった、極めて残念との思いです。

そういう立場を明らかにして、ちょっと質問させていただきませんが、実は3月18日に私、初めて、実は港湾局から話を聞いたのではなくて、別のところから、3月18日の午前中だったと思いますけども、あわはらさん、米艦船が初めて神戸港に入港することにどうもなっているらしい。そういうことを御存じですかというのが、3月18日の午前中で分かって、慌てて小沢副局長に、港湾局のほうに連絡をして、副局長の小沢さんから話があって、その話を聞いたときには、その2月18日の話もなく、3月17日に突然申請されたみたいな受け止め方、これは僕の受け止めが間違っているのかもしれませんが、そういうふうな感じを受けて、内容的にはもう、摩耶埠頭のIバースに着けようと思ってるんですみたいな話だった。いやちょっと待ってくれと。やっぱりちゃんと非核証明書を出してもらわないと、そういうわけにはいかないという仕組みになっただけですという話をして、小沢さんのほうは、予定というふうな言い方に変えられたんですけど、どうもそのときにはもうほぼ決まっていたんじゃないかという印象を、その18日に電話入れたときにも、もう既に感じました。

それで慌てて、19日に港湾局のほうに、やっぱりちゃんと手続をきちっと取ってほしいと、これは今まで先人からやってきた経緯があるので、しかも22隻入港していますが、1隻がカナダ艦プロテクターだったんですけども、このカナダ艦プロテクターも、最終的には入港はしましたけど、非核証明書は出さなかった。今言われたように国が担保した、日本政府が担保した、これは核持ってないです。担保したから入港させたけれども、最終的には接岸バースは決めなかったんです。それで結果的に阪神基地に入ったということで、港湾局の先ほどの手続から言えば、最終的な接岸バースの設定をしてなかったんです。それが今回、接岸バースも決めた。むしろ接岸バースはもっと先に決まっていたんじゃないかというふうな印象さえ持つというふうになると、この流れの手続が、今までの手続と全く違うというように思います。

そういうことをちょっと言った上で、ちょっと聞かせていただきますが、2月18日に話があったということですけども、非核証明書を皆さんの側から、エージェントも含めてですけど、非核証明書を提出してくださいというふうなことは言われたんでしょうか。

- 長谷川港湾局長 私たちはこの非核神戸方式の内容については、アメリカの総領事館に対して口頭で申し上げているところでございます。
- 委員（あわはら富夫） アメリカの総領事にそれを言われて、アメリカ総領事はどう答えられたんですか。
- 長谷川港湾局長 これはいわゆる協議の中でございますので、それについてはいわゆる日本人の心情については理解をしているというお答えがあったと記憶しています。
- 委員（あわはら富夫） それで、その辺が非常にちょっと不確かなんですけど、我々のほうに送られてきた——市会議員のほうに送られてきた文書に、核の不搭載について意見交換をしたということが2番目の、要するに許可したときの理由になっているんですけど、明確に、例えば今回のウォーリア号が、これは核を持っていませんということを明確に、一般的にアメリカの船はどのようのって議論、これはもう昔からあるわけです。もう今、アメリカが日本に来る艦船については核は搭載していませんというのは、2000何年かですか、10年ぐらいですか、これはもう大体言われているんです。だけど、大昔をたどってみれば、1974年のラロック証言までは、アメリカは日本に核を持ってきていませんと言っていたんです。それがラロック証言で、核を持っている

ということを経済の提督さんが、アメリカの議会で証言をしたんです、そういう主張をしたんです。結局、核を持って入ってたんじゃないか。神戸港には実は入っていたんです。タイコンデロガという空母ですけども入っていた。

それがあるから、国が何ぼ保証してくれて、非核三原則で国会決議まで上げているのに、それでも核は入ってきたんです。だから、当時の宮崎市長は、非核証明書というものを、自分、我々として、市民を守るために、ちゃんとそれを出してもらおうということを書いて、国が保証した、アメリカが保証したと言うけど、そのアメリカの中で、その個別艦について、実は持っていませんというふうに言われたのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたい。

- 長谷川港湾局長 これは、3月14日の中で、私たちが話をしたのは、アメリカ合衆国の基本的な政府方針としてお伺いしてございます。また、外務省におきましても、先ほど申し上げましたとおり、1991年・1994年・2010年、このアメリカ政府の見解に基づいた回答をいただいております。

ですから、クーバス総領事とのやり取りの中では、恐らくこれは2019年にアメリカ海軍が発出された文書だと想定をしておりますけれども、その方針に基づいてお話をされたという理解でございます。

- 委員（あわはら富夫） だから、個別艦については、一言でいいます、非核証明書を出さないというふうな理由にされた根拠は何ですか。

- 長谷川港湾局長 これ繰り返しになりますけれども、我々といましては、このアメリカの基本的な政府方針に基づいた見解をお聞きしたということでございます。また、外務省からも我が国政府として、要は核を搭載していないことについて疑いをしていないという見解をいただいている、この2つでございます。

- 委員（あわはら富夫） 要するに、非核証明書をそしたら出したらいいいじゃないですか。というのは、非核証明書を彼らが——ほかの国は全部出してきているんです、今まで。イギリスはまだ入港していませんが、核搭載——核を持っている核保有国の船舶というのは、非核証明書の提出を求めて、今までに22隻全部、そのカナダは核を持ってない国です、全部が非核証明書を提出している、インドもそうです。

もっと言えば、これはちょっと後で言いますが、要するに非核証明書を出さないアメリカの理由ということが、先ほどから局長の話を聞いてるけど、実は明確になっていないんです。アメリカは昔は言ったのは、個別艦について、核の有無というのは明らかにしません。というのをずっと言っていたんです。その話はなかったんですか。多分そういう話がないと、だったら証明書を出していただいたらいいわけです。持ってないだったら、持ってないと出せや、そんな長い話をせんでも、外務省の北米局まで持ってこなくても行けるわけです。だから、非核証明書を出さない理由は何なんですか、そこが一番ポイントなんです。

- 長谷川港湾局長 これ後ほど私どものクーバス総領事との議事録を見ていただければ分かるんですが、個別の艦船についての核兵器の搭載の有無については言及することができないと申されています。

- 委員（あわはら富夫） 要するに、それがある。だから、それがあるのを分かった上で非核証明書の提出を皆さんは求めたのか、それを前提に置いて、話を進めたのか、それはどちらなんですか。

- 長谷川港湾局長 我々としては、議会の決議を尊重する立場で交渉をしているということござ

います。

- 委員（あわはら富夫） これ以上この話を続けてもしようがないので、これ以上言いませんが、ただ問題は、やっぱり非核証明書を求める。それを出さない根拠は、個別艦については明らかにしないということなんです。個別艦について明らかにしないから、実は非核証明書の提出という制度が、ある意味では宮崎辰雄さんが核を搭載した船を入港させませんということを——ラロック証言の次の日だったですかね——の本会議で答弁をされて、それをやる手続として一番いい手続は何なんですかということで、港湾局の皆さんの先輩たちと相談をされて、港湾局のほうの方針、あれは宮崎さんがつくったという制度じゃないらしいです。宮崎さんに後で聞きましたけれども、宮崎さんがエコノミストの中で、明確に港湾局の皆さんが知恵を絞っていただいて、それを打開する方法は、やっぱりちゃんと証明書を取ることで。持っていない、外から見ても分からない。持っていない、国も保証した。それでも来ているということがあるから、証明書の提出を求めるんです。これが我々としての、港湾管理者としての事務ですと。その事務をこれからもきちっとやっていきますというのが宮崎辰雄市長の方針で、この制度が出来上がって50年、維持されてきた。

僕は、ある人からこういうことを言われました。今回、機雷漕艇で木造艦でしょう。あんなに核なんか持ってないじゃないですか。それで非核証明を求めるなんて、それはもうという話があった。だけど、チリ軍籍、要するに基本的な考え方は、軍籍を持つ船が入港したときには非核証明を求めるというのがこの制度です。チリ海軍に所属する、あれはエスメラルダだったかな、帆船が来たんですけど、帆船なんて絶対核を持ってないですよ。それでも非核証明を取っているんです。しかも非核証明を取って、出しているわけです。それぐらい厳格にやられてきたものが、なぜアメリカにだけはこういう配慮が行われたのか、これはどうなんですか。

- 長谷川港湾局長 この点については、やはり1つは、政府間の話があるんだろうと推察いたします。その上で、今回のクーバス総領事の発言も、かなり我々としては踏み込んだ発言をしていただいていると感じているところでございます。

ですから、なかなか恐らく歴史的なものになるんだろうと思いますけれども、この点については私どもはなかなか言及することが難しいというのが今の状況でございます。

- 委員（あわはら富夫） そうしたら、もうちょっと聞かせてもらいたいですけれども、今回の入港で2つ、その理由が出されて、それで非核証明書なしで受け入れた。先ほど、局長が、ちょっとその港湾手続の係留ですよ。最初の2月28日のこちらに情報提供があった文書を見ますと、係留する先を早く決めてくださいというふうな文書が、日本政府ですかね——港長から来ているということは日本政府から来ているんで、接岸バースというのをいつの段階で決められたのか。小沢副局長に聞いたときには、向こうが摩耶埠頭のIバースを指定してきたんですというふうに言われたんですが、大分早い段階から、摩耶のIバースという話になっていたんじゃないか。その最後の非核証明書を出す、出さない、あなた方は非核証明書を出さないという選択をされたけれども、さきの2点で担保された。担保されたからいいんやというふうには、その後、バースを指定しないといけないんですけど、先ほどの日程の流れから言うと、その確認が終わる前にバースをある程度、決めてしまっていたんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。これだと、手続上、違反になると思うんですが。

- 長谷川港湾局長 このバースの手続については、一番初めの答弁で申しましたとおり、アメリカの海軍が直接、我々とやり取りするわけでございませぬ。船舶代理店が入ってやり取りをします。

船舶代理店とやり取りをする中で、いわゆる船舶代理店は、やはりいわゆるこの神戸の港であったり、大阪の港については、非常に詳しい船舶代理店でございます。その中で、この摩耶埠頭を、これは我々というよりも船舶代理店側と話をすることで出てきたものでございます。これは恐らく過去に例えば海上自衛隊の船が接岸することがあったかと記憶してございますけれども、これも摩耶だったと思います。

そういったことをトータル的に船舶代理店も理解をしていた。その上で我々と具体的に話をする中で、Iバースということ、まずはこれは予定でございます。先ほど言いました係留施設の最終的な許可は、3月21日の金曜日でございますので、その金曜日に最終的に許可をしてございますので、それまではあくまで予定でIバースということで話を進めていっている。

- 委員（あわはら富夫） それをちょっと聞きますが、1998年のカナダのプロテクターが入港したときには、ちょっと先ほど言いましたけれども、最終的にバース指定はしなくて、入港は認めた。普通は非核証明書を出してもらったら、入港許可と接岸バースを決めるというのは、一体としてやられるということなんですが、あのときは入港は許可したけれども、接岸バースは決めなくて、結果的には阪神基地になった。

あのときとほぼ話は同じなんですけど、あのときは国のほうが、北米局が、カナダは核を持ってないから、この船は核はないですということを私たちが保証するので、入港は認めてくださいということがあって、あのときアメリカのほうも大分いろいろ動きましたけど、あのときはカナダの領事館と話したということはないわけなんですけど、今回はそれにプラス1つ加わってはいませんが、それはどこが違うんですか。要するにあのときはバース指定は最終的にしなかったんです。今回はバース指定しているから、その辺の経緯の違いはどこにあるんですか。

- 長谷川港湾局長 これ多分1998年、平成10年のカナダ艦の補給艦の話は今言われているんだと思いますけれども、この当時、どういう話があったかについては、実は詳細について我々も調べましたが、実はこの詳細については分かりかねます。

- 委員（あわはら富夫） その辺が一番大事で、過去を踏襲されて、過去の事例から言うたら、そういう事例の場合には、接岸バースを決めていないんです。今の話で言えば、エージェントと具体的な話をしながら煮詰めていった。だけど、その当時は、バースの話は、要するに非核証明書を出してもらわないと、バースは決められませんというので、最後まで突っぱねて、結果的には自衛隊の阪神基地に入った。入港は神戸港には入っています、神戸港に入っているけども阪神基地に入った。そういうふうにして港湾局として一生懸命、最後までそういうことが行われたんです。

ところが今回の話で言うたら、アメリカの立場も分かりますと、個別の艦船についてはあまり明らかにしたくない、そういう事情があるんでしょう。そしたら何かいい方法ありませんかと言って、今までの手続を守ろうという視点ではなくて、どうやったら入港できるかみたいなことを考えて入れさせてしまって、これ1つちょっと感じるのは、日にちの設定が、我々に連絡あったのは3月18日です。あれ核艦船入港拒否決議を上げたその日です。50年のその日に、あえてこれを持ってくるというのは、やっぱり——神戸市が頑張ってきてきたこの非核の手続、非核艦船入港決議が完全に破られたというふうには私は思っていない。けども、それを担保するための手続、その手続の中で、やっぱりこの非核証明だけはアメリカは絶対これ出せない、それを何とかしないといけないというので50年たって、具体的な計画をして、今回私は港湾局が屈服をしたと、本当は抵抗しないとイケない。

私なんか申入れしたときに激励しに行ったんです、あれ。怒りに行ったんじゃないで、港湾局は、最後まで頑張ってくださいと、19日に、あれ激励に行ったんです。小沢さんには何度も激励した。激励に行って、それが今話を聞くと、話を聞いてまとめていったという印象にしか取れないんです。その辺、局長は、先輩諸氏に、宮崎辰雄さんの顔も浮かべて、どう思われるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○長谷川港湾局長 我々としては、先ほど屈服をしたと言われました。また3月18日に連絡をして、50年のその日ということでございますけれども、これは3月17日に実際のエージェントの申請があって、それからの御連絡になったので、そういう日付の設定になったというものでございます。

屈服をしたと言われておりますけれども、我々としては、この議会の決議というものの重さを重々理解もしておりますし、それを尊重するべく必要な手続を進めていると考えています。ですから、1つは外務省への交渉、もう1つはアメリカ総領事館への交渉。恐らくアメリカ総領事館への交渉というのは、非常に本来は難しいものではあるのですが、我々としてかなり突っ込んだ状態でお話をさせていただいたつもりでございます。アメリカ総領事からも、かなり突っ込んだ発言をされていると我々は理解しておりますので、決してその屈服をしたというものではないというのが私の理解でございます。

○委員（あわはら富夫） そしたら、アメリカ総領事と長谷川局長で話をされた内容の議事録というのは、公開していただけるんでしょうか。

○長谷川港湾局長 これについては、公開いたします。

○委員（あわはら富夫） そしたら、あと次の問題で、あとそんな長く言いませんが、今後の問題なんですけれども、アメリカにはこういう対応したということなんです、非核証明を求め続ける今の手続です。その手続というか、今までの流れというのは、そのまま継続されていくのか、アメリカにこうしたら全部そうしていくのか、この辺は今後どういうふうな考え方なんでしょうか。

○長谷川港湾局長 当然、議会の決議を尊重する手続を行います。ですから、非核証明については、我々ができるこれまでどおりの手続を進めるということでございます。

○委員（あわはら富夫） これまでどおりの手続を進めていく、これはそうやってほしいんです。アメリカへの対応だけを変えるというのは、そうなると、ちょっとこれは私あんまり言いたくはないんですけど、港湾法に基づく不平等取扱い、よく非核神戸方式については、民間とアメリカと不平等に扱っているんじゃないかというふうなことを指摘する人もいます。私は、不平等取扱いというのは、何人と法律に入っていますけど、基本的にやっぱり商業港ですから、神戸港は、軍を想定していないわけです。商業港としての神戸港というものの中で、民間同士の不平等扱い、これは絶対したらあかん。実際には、今、専用埠頭とかいっぱいあって、不平等扱いしとんちゃうかなと思って1回調べたんです。そのときには、国土交通省がそれはそう当たらないという見解か何かで出ていて、それで不平等取扱いにはなっていないというふうに思うんですけど、港湾の場合には民間での不平等取扱いと言ったら、かなり厳密に言われています。皆さんのほうも非常に丁寧に対応している。これはよく分かります。

ただ、今回の事例で見ると、その枠のことを超えて、軍籍同士というふうに比べると、軍籍同士ではこれ不平等取扱いになるんです。一方のチリ軍籍のところには非核証明書を出させて、米軍にはそうならないというふうなことは、これまさに不平等取扱いになるんじゃないかというふうに思いますし、それと最後にもう1回だけ確認しますけど、アメリカ軍に、領事に対して、後

で議事録を見るからそれで確認できるかもしれませんが、まずは非核証明書を提出してくださいと言って、いや、うちはこうこうこういう理由があるから提出できなかった、長谷川局長は、まずは非核証明書を提出してくださいという一言を言ったのかどうか。その2つ、ちょっとお答えいただきたいです。

○長谷川港湾局長 この会談の中で私が申し上げておりますのは、これそのままいきますけれども、「本日の核兵器非搭載についてのこの会談は、非常に重要なものである」と、私としてはこういうふうにお伝えをしています。ということが1つ。

それと、その国際商業貿易港としてのいわゆる軍籍の不平等ということでございますけれども、我々はその港湾法に基づいて、何人に対しても不平等な取扱いをしてはならない、これはもう港湾法の位置づけでございます。これはいわゆる国の法律でございます。

また、当然のことながら、国際商業貿易港でございますので、今後商業貿易、これはこの総領事との話し合いの中でも私が申し上げておりますけれども、いわゆる荷役活動に影響のない、これは御配慮願いたいという話は当然しています。

その上で、今回の手続において、不平等かどうかということでございますけれども、我々として、まずは外務省の見解と、また、そのアメリカ政府として、この総領事が、今回我々と会談をしたことというのは、これは非常に大きなことでございまして、アメリカ総領事としても、これはかなり踏み込んだ会談だったと私は理解しています。そういう意味では決して不平等なものはないという理解でございます。

○委員（あわはら富夫） 最後にします。僕は何でそうこだわるかというと、やっぱり最後まで、さっき屈服したという言い方は、本当は正しくないかもしれないけど、そう私は思ってしまうのはなぜかと言うと、長谷川局長なり、港湾局のこの手続に加わった皆さんが、実は神戸市では、今まで非核条例、核艦船入港決議の市民決議があって、50年間運営してきて、基本的な手続の原点は、非核証明書を提出していただくことです。とにかくやっぱり非核証明書を提出してくださいということをまず言って、実はアメリカの場合はこうこうこうで、出さないんです、こういうやり取りがあって、それで踏ん張って踏ん張って、結果的にはこうなったというような過程が、ちょっと今の、今日さっきから経過を全部聞いていたら、最初に言わなあかんこと言っていないで、結果的にまとめたみたいな印象しか取れないので、それでちょっと屈服という言い方をしたんです。この言い方が正しいかどうか分かりません。本来やっぱりそれから出発すべきなんです。その出発はどうも今やり取りしていて、どうしても確認できないので、それを質問しても、またさっきと同じ答えで、そこが一番気になるんです。そのことだけちょっと最後に見解をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○長谷川港湾局長 この2月18日に、この話が出てきてからは、これはアメリカ総領事との話の中では、当然、非核神戸方式があることについて、これは話をしています。話をする中で、最終的にアメリカ総領事館から提案があったのが、会談をしましょうということでございまして、ですから、今回、3月14日には、これ明確には先ほど申しましたとおり、重要な会議であるとお伝えはしています。

ですから、この会議というよりも、その前段階では、そのやり取りがあり、当然、総領事としても、この非核神戸方式については重々理解をしている。その状態で今回の会談が行われたということでございます。

○委員（あわはら富夫） いや、だから、もうこのやり取りでずっと言ってしまうともうあれなん

で、同じやり取りになりますけど、一言で言って、あの手続に基づいて重々と50年間、その手続を進めてきたわけです。その手続に最後までこだわってほしいということだけ言って終わっていただきたいと思います。

○委員（朝倉えつ子） 私からも非核証明書の提出のないアメリカ艦船の神戸入港について、お伺いします。

これまで50年にわたり、神戸港には核兵器を積んだ船は入れさせないと、非核神戸方式が市会決議されて以降、全ての艦船に非核証明書の提出を求め、提出をさせ、アメリカの艦船は1隻も入港させていません。

ところが、先ほども質疑があったように、本日、核兵器保有国であるアメリカの艦船であるUSSウォーリアは、非核証明書を提出しないまま、神戸港摩耶埠頭に入港しました。

非核証明書を提出しない米艦船の入港を許可したのはなぜか、これをまず最初にお聞きいたします。

○長谷川港湾局長 少し答弁が重なって恐縮でございますけれども、これまで御答弁申し上げているとおり、2つでございます。

1つは、外務省からの見解と、アメリカ総領事とのやり取りでございます。外務省の見解においては、いわゆるこのUSSウォーリアについては搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを擁していないということです。

それと、アメリカ総領事からは、アメリカ合衆国の方針として、海軍のこういった船には搭載していない。この2つを持って最終的に入港ということでございます。

○委員（朝倉えつ子） ちょっと経緯についても重なるかもしれないんですけれども、2月18日に海上保安庁阪神港長から米艦船入港の通知が来て、その後の対応というのは、まず、どのように、どこに、このことを伝えたのか、市としてどういう対応をされたのか、ちょっとまずどういう対応をされたのか。

○長谷川港湾局長 これも繰り返しの答弁になって大変恐縮でございますが、2月18日にこの話があって、手続としては先ほど申した2つです。港湾法に基づく手続と、議会の決議に基づく流れ、この2つがあります。

その上で、我々としては、1つは外務省との調整、それとアメリカ総領事館との調整、これが2つの流れになっています。

○委員（朝倉えつ子） その2つの調整をいつされたのかというのをお聞きしたいです。

○長谷川港湾局長 これは2月18日以降、適宜、副局長も含めて対応をさせていただいています。ですから、最終的にこれも一番初めの答弁でさせていただいておりますけれども、まずは我々として外務省に対しては3月7日に意見照会をし、3月13日に回答が来ております。アメリカ総領事館とも話をし、最終的に14日、また21日に話をしたというのが実情でございます。

○委員（朝倉えつ子） アメリカ総領事にお尋ねになったのは、これはいつなんですか。

○長谷川港湾局長 アメリカ総領事との話は、2月18日以降、これは継続的にいろいろな段取りの調整をしています。これも先ほどの答弁をさせていただきましたけれども、非核神戸方式についての理解を求めべく、やり取りをさせていただいて、最終的に3月14日に総領事と会談をすることになったという流れでございます。

○委員（朝倉えつ子） 先ほどあわはら委員の質疑でも、アメリカ総領事に、要は神戸港は非核神戸方式があるということ、証明書を発行してもらわないと駄目だというふうに求めたのはいつで

すか。

○長谷川港湾局長 この非核神戸方式については、先ほど申しましたとおり、この3月14日に会談をする段取りがございます。その段取りを話をする中で、この非核神戸方式について話をしておりますので、これは具体的にこの日、この日ということではありません。3月14日より前に調整の中で話をさせていただいているところでもあります。

○委員（朝倉えつ子） 分かりました。じゃあ、3月14日までにも適時、随時、調整をしつつやっていたという中で伝えていっていると。そのときに、あわはら委員の質疑の答弁では、お求めになってどういう回答があったんだって言ったら、理解はしているということだったんですけども、そうであるならば、理解しているんだったら、提出をするべきですということは、きちんと再三求めたんでしょうか。

○長谷川港湾局長 これは3月14日の会談の内容を申しますと、クーバス総領事からは、要は市民の皆さんと密になり、信頼関係を築くことに注力したいとおっしゃいました。その上で、いわゆるアメリカ政府の具体的な方針として海軍には、核兵器を搭載していないということをおっしゃいました。

しかしながら、個別の艦船についての核兵器の搭載の有無については言及はしない。アメリカ政府として日本国民の核兵器に対する特別な心情は重々理解をしている、承知している、こういうコメントがありました。

それに対して、我々としては、このアメリカ政府の方針を踏まえて、ウォーリアが神戸港への入港に際して、核が非搭載であることを改めて認識させていただいたと回答させていただいています。

○委員（朝倉えつ子） 神戸港では、非核証明書がないと入港できないということを、アメリカにも伝えている。では、アメリカに対して、核の搭載の有無というのを聞くということとはしなかったんでしょうか。

○長谷川港湾局長 これは本日の核兵器非搭載についての会議は、非常に重要なものであるということで、初めにきちっとお伝えをしていると私は考えています。

○委員（朝倉えつ子） 積んでいるのか、積んでないのか、本当は非核証明書を出してもらわなアカンのですよね。それをきちんと口頭でも聞くということとはしなかったということですか。

○長谷川港湾局長 それは、要はこの14日の会談をするに当たって、事務的にやり取りをする中では、総領事館にお伝えはしておりますけれども、この14日においては、この会談は非常に重要なものであると、先ほど申し上げたことを私としては話をしております。

○委員（朝倉えつ子） 本来であれば、非核証明書がなければ入港できないということを、きちんと提出を求めるべきなんですけれども、外務省の見解であるとか、そういうことでないというふうに局長はおっしゃっているんですけど、次に、本来であれば、これアメリカに本当に聞くべきだと思うんですけど、3月7日に、市長名でアメリカ政府ではなく、なぜか外務省課長宛てにウォーリア入港についての核兵器搭載の有無について照会した文書が出されています。これは、誰が、いつ、どういう判断で、どんな意図でこれを出されたんでしょうか。

○長谷川港湾局長 これも少し答弁が重なって恐縮でございますけれども、2月18日以降、当然、この2月18日に阪神港長から文書が出ておりますけれども、日本政府とアメリカ政府は当然話合いをしているだろうと、これは推察をされます。

その中で、我々としては、まずは外務省に相談をさせていただいたということでございます。

その上で、外務省とやり取りをする中で、最終的に3月7日に意見照会をするんだと、こんな流れでございます。

○委員（朝倉えつ子） それは、今のお話だと、局長の判断で出したということなんですか。市長名になっている。

○長谷川港湾局長 3月7日に文書を出すに当たりましては、まずは事務的に、私ども港湾局と外務省がやり取りをしております。その上で、実際に3月7日にこの文書の照会をするに当たっては、3月7日に市長にも御相談をさせていただいた上で、この文書の照会をさせていただいているというのが今の流れでございます。

○委員（朝倉えつ子） では、3月7日に文書を出すに当たっても、もちろん市長名ですから、相談されたと思うんですけど、市長にそもそも状況を伝えたというのは、市長が知ったというのはいつになりますか。港湾局から市長に対して伝えたということと、いかがですかということ。

○長谷川港湾局長 市長には、詳しい日付は覚えておりませんが、当然2月18日にこの話がありましたので、口頭ではお伝えしています。ただ、詳細の日付については、これは記憶してございません。

○委員（朝倉えつ子） じゃあ、2月18日にも伝えてはいるということですか。

○長谷川港湾局長 そうですね、この2月18日前後というのは、議会があったタイミングでございまして、我々も局別の審査が3月の頭に控えておりましたので、少し多分時間差があったように思います。ただ、ちょっと具体的な日付については記憶してございません。

○委員（朝倉えつ子） 2月18日に、海上保安庁の阪神港長から通知が来てから、この3月7日に市長名で外務省への照会を出すまでの間が、誰がどういう対応したのかというのが本当によく分からないんです。

それで、3月19日に、私たち会派が申し入れた際にも、対応された副局長が、先ほども話しましたが、3月17日に入港申請があったと、今回のような急な申請は異例だというふうなことも言われて、2月18日には今のお話だと、局長宛に通知が届いて、市長にも伝えてということなんですけどね。

結局、何か本当に組織ぐるみでうそつかれているのかなという感じも思ってしまうんです。それで、2月18日の前後だとおっしゃいましたが、そのときに市長に伝えたときに、市長は何と言ったんですか。何と伝えて、何とおっしゃったんですか。

○長谷川港湾局長 一番初めに米艦船の入港について伝えたときの市長の反応については、詳細にこれは覚えておりません。こういうことがあるという事実をお伝えをただけだと思います。

3月7日に、外務省の北米局宛に文書を出す際には、これはきちっとこの文書を持って市長のところに行って、お話をしておりますので、これについては、分かりましたというふうに市長はおっしゃったと記憶しています。

○委員（朝倉えつ子） 2月のことはちょっとなかなか覚えてないけれども、事実を伝えただけだと。7日には、分かりましたと、それだけしかおっしゃってないんですか。

○長谷川港湾局長 これはだから、阪神港長より通知を受けて、この書面によって照会をさせていただきますとお伝えし、分かりましたと、そういうことのやり取りだったと記憶しています。

○委員（朝倉えつ子） 分かりましたとしか言わなかったというのは、ちょっと私には分からないんですけども、例えばそのときに、じゃあ非核証明書が要るとか、それでは駄目だというようなことは市長はおっしゃらなかったんですか。

○長谷川港湾局長 私の記憶では、そこまでは恐らくおっしゃってなかったと思います。

○委員（朝倉えつ子） それでは、どうなのかなと思います。それで、今までずっとおっしゃってきまされたけれども、本当にアメリカの見解であるとか、外務省からの通知も見て、核兵器を搭載していないというのであれば、なぜ非核証明書を提出することができないのかということが本当に疑問です。

入港そのものを許可するという事は、最終的に誰が、いつ、どこで判断をしたんでしょうか。

○長谷川港湾局長 これも少し答弁が重なりますけれども、最終的には先週の金曜日でございます。日付的には3月21日の金曜日でございます。

これにつきましては、まずはこの外務省の北米局から出されております照会の回答文と、あと実際にクーバス総領事が発言なされた内容について、市長に報告をさせていただき、その上で21日の金曜日に許可をした、こういう流れでございます。

○委員（朝倉えつ子） 先ほど来、港湾法の問題も出ていましたけど、そもそも神戸市港湾施設条例によれば、第3条、港湾施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければいけないということと、第5条には、市長は次の場合において、許可または承認を与えてはならないという中に、その次の場合という——幾つかあるんですけど——3つ目に、その使用が港湾環境を悪化させるおそれがあるとき、4つ目は、その使用内容が公の秩序を乱すおそれがあるときと。そして第6条には、市長は使用に係る危険を防止し、秩序を維持し、また環境を保全するために必要な条件を付し、及びこれを変更することができることとあって、第36条には、市長は必要と認めるときに使用者に対し、取扱い貨物、その他港湾局の使用に関する事項について、関係書類の提出を求めることができるというふうにあります。

「公の秩序を乱すおそれがあるとき」というふうな文言があって、神戸港への入港手続は、管理者が神戸市、自治体ということで、港湾管理権が自治体にある、自治体にしかないということになっているんですけど、それを生かした、神戸市が港湾法と、この市の港湾施設条例に沿って手続を決めているということです。

非核証明書を義務づけたのも、神戸市の自主的判断です。やっぱり全ての艦船に平等に適用されるものじゃないか。なぜ米艦船だけ今回だけ特例が認められるのか、平等に適用されるものじゃないでしょうか。

○長谷川港湾局長 先ほどからですけど、港湾法においては、何人に対しても不平等な取扱いをしてはならないという規定がございます。

公の秩序という話がございましたけれども、これは当然のことながら、市民の生活への配慮であったり、荷役活動への影響についての配慮、これは重々アメリカ総領事にも伝えているところでございます。

その上で、非核証明については、繰り返しになりますけれども、この外務省の文書の中で、いわゆる我が国政府として、核兵器を搭載していないことにつき疑いを有していないということと、アメリカ政府の基本的な方針をクーバス総領事がお話しになられた。このクーバス総領事がここまでお話しになられるというのは、先ほども申しましたけれども、これはかなり踏み込んでお話しになられていると思います。

そういう流れの中で、我々としては、これも非核神戸方式のいわゆる核を搭載していないことのいわゆる確認になるという判断をした上で、市長にも御相談をし、21日の手続となったということでございます。

○委員（朝倉えつ子） 駄目ですやっぱり勝手に——今までの手続を勝手に変えては駄目です。限界があるからといって。きちんと港湾法でも、どの港も今は自治体が管理すると定められていて、それを自主的に決めるのは神戸市、自治体ですよ。

政府も港湾管理者の許可を受ける、国会でも、米艦船が使用する場合でも港湾管理者の許可を受けるという答弁しているわけです。神戸市は自主的にそこに核兵器を積んでいませんという非核証明書がある船しか入れないということが、50年間ずっとやられてきたんです。だから、非核神戸方式を持つ神戸港入港に関しては、当時の宮崎市長も証明書を出さずに米艦船が入港してきたから、筋から言って、当然拒否することになる。それでももし入港してきたら、それはもう信義の問題だと、こちらも抗議しなければいかんということをおっしゃっています。何でこういう態度を取れないのかということをお伺いします。

○長谷川港湾局長 今回の入港に際して、我々として、これ繰り返しになるんですけども、1つは港湾法の手続、もう1つは議会の決議、これを両立するために、我々として最大限できることをさせていただいたというのが私の今の見解でございます。

○委員（朝倉えつ子） 局長も、よく御存じだと思いますけど、神戸港は世界の本当に代表的な国際商業貿易港で、利用する人にとっても、働く人にとっても、働きやすい港として発展しつつある神戸は、同時に市民に親しまれる平和な港でなければならない。この港に核兵器が持ち込まれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くないものがある。よって、神戸市会は、核兵器を搭載した艦船の神戸港入港を一切拒否する、この非核神戸方式が、なぜ議会で決議されたか。本当によく御存じだと思いますけれども、終戦後、神戸の港はアメリカ軍に占拠されて、武器や麻薬が暴力団にも流れる。米軍による暴力事件などトラブルもある。神戸の市民は本当にそういうトラブルに巻き込まれていた。そのことによって、平和な港を、平和な町をと望む市民の声、港の労働者の声が議会決議につながったんじゃないんですか、これをどうして勝手に変えてしまうんですか。

○長谷川港湾局長 今、委員おっしゃられました終戦後の様々な、1974年当時のお話をされているんだと思いますけれども、トラブルであったり、クリスマス統制のようなものがありますけれども、そういった内容については、私どもといたしましても重々理解をさせていただきます。

それは重々理解をした上で、先ほど申しましたとおり、我々として独自決議をし、議会の決議を尊重し、この決議を行ってきたというのが今の私の考えでございます。

○委員（朝倉えつ子） 戦後と言われましたけど、今でも沖縄では米軍による少女暴行事件など、トラブルが後を絶たない状況になっています。沖縄だけではないです。市会決議の頃と同じ状況が今も続いているということをお指摘します。

また、米軍の核兵器搭載の有無の信憑性についても、少しお伺いします。

我が会派との懇談の際にも、局長はアメリカ側の見解に基づいてと、今もそうですけど、核を搭載していない旨、説明があったというふうにおっしゃいましたけれども、3月7日の神戸市から外務省への核兵器搭載有無についての外務省への照会の回答が、13日付で届いていて、局長も答弁されていますけど、1991年の水上艦船及び攻撃型艦船を含む艦船及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨の発表、1994年の水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去する旨の発表、2010年4月の核トマホークを退役させる旨の発表等に基づけば、核兵器を搭載する米艦船が日本への寄港はないと判断しているという照会で、ウォーリアは搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつきという回答なんですけど、市は先ほど何度も答弁されてますけど、

これは入港許可を判断したというのは、この見解だと、回答を基に判断したということによろしいでしょうか。

○長谷川港湾局長 これは外務省からいただいた回答でございますので、入港の判断をするに当たっての1つの大きなポイントであると考えています。

○委員（朝倉えつ子） 1つの大きな判断だと今おっしゃいましたけど、アメリカは外務省のような見解を出して、そのことをもって日本政府は日本に核が持ち込まれることはない、こういう見解を繰り返してはいるんですけど、しかしアメリカは、1960年、日米安保改定交渉の初日から、事前協議なしの核搭載艦の寄港を主張し、交渉の結果、日本側が安保条約など、その解釈など一体なものとして受け入れてきたという、いわゆる密約のある文書の存在も、2010年代には明らかになっています。

日本の基地の使用などに関する事前協議制度について、これも対象になるのは日本への核兵器の地上配備だけで、核を積んだ米軍機や米軍艦の日本への立入りは対象とならない、こういうふうに規定をして、核を搭載した米軍機の飛来、米軍艦の寄港、領空・領海通過などは日本政府との事前協議なしで自由にできる、これが日米の核密約だったわけです。

アメリカは、先ほど来おっしゃってましたけど、個別の艦船については、核兵器の搭載の有無については言及をしないというのが方針になっています。それなのに、なぜ搭載はないと言い切れるのでしょうか。

○長谷川港湾局長 まず、もう少し時系列を申しますと、まず3月13日、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、1991年、'94年、2010年の公のアメリカ政府の発表がございます。これは、このアメリカ政府の発表を基に、日本政府がまずは判断しています。

これは私ども3月13日ですから、この内容をまずは理解しています。その上で、3月14日にアメリカ総領事との話をしています。ですから、アメリカ総領事は、これに追加し、アメリカの基本的な政府方針について改めておっしゃっておられます。

ですから、このアメリカ総領事もかなり踏み込んだ意見をおっしゃっておられる。そういうことを加味して、私どもとしては、このウォーリアについて、核兵器が非搭載であることを認識させていただいたということでございます。

○委員（朝倉えつ子） 今回、外務省が回答で示しているような、アメリカの政策というのは、通常の場合だと、将来において必要な場合には、随時核を搭載し、使える能力を維持すると言って、これまでも外務大臣などが、将来にわたって完全にはないとは言えない、緊急事態における可能性は残しておいてください、お認めになっていることなんです。この国会答弁から見ても、アメリカの見解で核を搭載していないとは言えないんじゃないですか。

○長谷川港湾局長 これ少しまた繰り返しになりますけれども、1つは、私ども、確かにその外務大臣がどうおっしゃったかについては、詳細については存じ上げません。ただ、きちっと外務省からこういう政府見解として文書をいただいている、これは事実でございますので、これがいわゆる我々の核がないことを証明するための一つの大きな根拠であるということには、間違いはないと考えています。

○委員（朝倉えつ子） 局長がおっしゃるように事実であるなら、非核証明書をきちんと提出をさせるべきです。

それで結局、会談、ディスカッションと言いながら、本当に議会にも知らせずに許可するやり方、あまりにも議会軽視でありますし、議会決議、今日もたくさんの市民の方が来られています

けれども、市民を無視するやり方、もうこれが過ぎるというふうに思います。

今何より、その世界が核兵器禁止条約、核禁、核廃絶へ向かう大きな流れの中で、非核神戸方式を持つ神戸市が、その決議に反し、なぜ核を持ち込ませるようなやり方をするのか、やめるべきだというふうに思います。

それで、私からも再度お聞きするんですけども、非核神戸方式を理解しながら、非核証明書を提出せず、本当に入港をぎり押しするアメリカの政府の対応、これは到底許し難いことなんですけれども、今回の対応はあくまでイレギュラーであると、この対応を認めることなく、これからも非核証明書の書面提出を求めていく対応、米国含め他国の軍艦船に求めていくことに変わりがないか、確認をしたいのですが。

○長谷川港湾局長 まず、1つ目、議会軽視であると言われたんですけども、我々としては、やはり具体的な内容が分かった時点でお知らせしておりますので、これは議会軽視ではないと理解をいただきたいと思います。

その上で、この非核神戸方式については、これは議会での決議でございますので、この議会での決議を尊重するためのいわゆる非核の確認というのは、これからも行っていくということでございます。

○委員（朝倉えつ子） 確認をすると、提出を求めていくということに変わりないということですね。

○長谷川港湾局長 そのとおりでございます。確認ができるものを求めていくということでございます。

○委員（朝倉えつ子） 確認ができるものを求めるということと提出を求めるということは違うと思うんですけど、非核証明書を求めるということでいいですね。

○長谷川港湾局長 当然、議会の決議を尊重し、この非核の証明書を求めるということでございます。

○委員（朝倉えつ子） もう1つ、市会決議を遵守するということが、書面による非核証明書の提出を求め、提出がない軍艦船の入港は許可しないということになるんですけど、これも変わりないということでしょうか。改めて確認します。

○長谷川港湾局長 私どもとしては、これ何度も繰り返しになりますけれども、港湾局としてはこの議会の決議に基づき、議会の決議を尊重することで、精いっぱいの手続をさせていただくということでございます。

○委員（朝倉えつ子） 精いっぱいのことじゃないんです。非核証明書を提出できない軍艦は、入港を許可しないということで変わらないかと聞いているんです。

○長谷川港湾局長 その意見については、私はそれはそういう手続をしていくつもりでございます。最終的には、少し踏み込んでお話をしますと、市長も判断されることだと思っておりますけれども、そういう流れの中で私どもは、手続を進めていきたいと考えております。

○委員（朝倉えつ子） 最終的には市長が判断ということで、今回の判断も市長がされたということなんです。

○長谷川港湾局長 これも繰り返しになりますけれども、3月21日、先週の金曜日でございますけれども、この外務省の文書と総領事の発言された内容を持って市長に相談をし、最終的に入港するということになりました。これについては、今後もこういうふうな流れの中で、進んでいくことと思っております。

○委員（朝倉えつ子） やっぱり今回の対応は、私たち会派も聞いている中身と、本当に後から分かることと、なかなか違くと、食い違いもある——対応によって食い違いがあるということで、本当に市民と議会に対する虚偽答弁とも言われるような答弁をしながら、市会決議である非核神戸方式に風穴を空けるやり方だと言わざるを得ません。

これまでどんな国の艦船であれ、非核証明の提出を求め、提出をさせてきたということです。アメリカの艦船だけ例外を認めるというのであれば、公平性を損ないます。市の港湾施設条例の第5条、4つ目の公の秩序を乱すおそれがあるとき、市は許可または承認を与えてはならないという条例にも抵触をするのではないかとということ指摘をし、非核証明書提出のない米艦船の入港は、絶対に認めるわけにはいかないと強く抗議をして、改めて入港の撤回を求めておきます。

○委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。

○委員（のまち圭一） 神戸空港のお話をさせていただきます。

いよいよ4月18日に第2ターミナルがオープンすることになるんですけども、実際、現地を見てきたんですけども、その第2駐車場から第2ターミナル——第2ターミナルの一番近いところが第2駐車場になるんで、人間の心理的にそこが一番近いところに車を止めたくっちゃうので行くんですけど、行くと、結局そこから直接、横断歩道とかそういうものが用意されてないので、結局、第1ターミナル側のほうに戻って、ぐるっと回っていくんですかね——遠回りして行かないといけないような状態になっている今の現状なんですけど、将来的にその第2駐車場と第2ターミナルを渡るような横断歩道というのは整備される予定とかありますか。

○長谷川港湾局長 この空港の第2ターミナル、今の駐車場でございますけれども、現地を多分見ていただくと分かるんですが、第2ターミナルの東側は、少しのり面の状態になっているかと思えます。これは、本当は将来的にはもう少し土地の高さを今のターミナルとそろえる形で造成をしていく予定でございます。

これについては、2025年の予算の中で、空港の機能強化というのがございますけれども、その中の予算の一部にも入っております。

最終的には、あの駐車場と車寄せの在り方については、その機能強化の中でしっかりと検討していくこととなります。当然、これはいろんな方からも御指摘をいただいております内容でございますので、その機能強化をする中で、しっかりと動線についても整備をしていきたいと思っています。

○委員（のまち圭一） 分かりました。あそこは柵があるので、わざわざ乗り越えてあそこへ行こうという人は多分いないと思うんですけど、こっちですよっていうふうにちゃんと矢印とかを書いて、人の歩く線のこっち行ってくださいというのが分かるようにぜひしてくださいというところと、今度整備されるということで、これちょっと関西エアポート側でやる話だと思いますけど、以前から我々も要望しています立体駐車場等で、渡り廊下をうまいこと造っていただければいいのかと思います。これは要望で終わります。

以上です。

○委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（大かわら鈴子） 他に御発言がなければ、この際、私からも当局に質問をしたいと思えます。この間、進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（宮田公子） 大かわら委員長。

○委員長（大かわら鈴子） それでは、私のほうからも、非核神戸方式に関わってお聞きをしたいと思えます。

これ本当に、今まで何度も出てきましたけど、50年間、アメリカの艦船が1隻も入ってこなかった。それが今回、入港をしたということになるんですけども、大変重要なことであると思えます。

まず、今回のことについての局長の認識をお伺いしたいと思います。

○長谷川港湾局長 まず認識でございますけれども、私どもは港湾法に基づく手続と議会の決議を尊重するための核兵器が非搭載であるという、これについては、我々ができることをしっかりとやったという認識でございます。

○委員長（大かわら鈴子） 大変重要だということは認識されていますでしょうか。

○長谷川港湾局長 今回の入港というのは、50年ぶりの入港ということもあります。非常に重要な判断であったと思ってございます。

○委員長（大かわら鈴子） 非常に重要な判断であったにもかかわらず、ちょっと先ほどのあのやり取りを聞いていましたら、市長に伝えた日もうろ覚え、中身もうろ覚えみたいな感じだったんですけども、誰も記録を取っていないんですか。

○長谷川港湾局長 伝えた日については、はっきりとは今記憶してございませんけれども、これは私が市長室に入ってお伝えをしたというものでございます。

○委員長（大かわら鈴子） これ最終的には、先ほど言われていたように市長の判断が必要なものですよね。判断を仰ぐという、そういう場面があるところでうろ覚えというのは、それはちょっといかがなものかと思えます。本当に重要だと思ってるのか。本当に何も記録がないんですか。

○長谷川港湾局長 全く記録がないというわけではございませんけれども、2月18日に書類が届いておりますので、恐らく2月18日にこの書類を見せたという記憶だけでございます。

○委員長（大かわら鈴子） そういう記憶しか残ってないというところで、だから私は最初に、局長の認識をお伺いしたんです。どれだけ重要だと思ってるのかというふうに思えます。

私もちょっと整理もする意味で、順番に聞いていきたいと思えますので、答弁が重なっても構いませんので、一々断らなくていいですから、お答えください。

先ほどの質疑の中で、非核証明書の提出を求めたのかというお話がありました。これ先ほどの答弁では、段取りの中で2月14日以降って言われましたか、段取りの中で、事務的なやり取りの中で求めたんだということを言われていましたが、具体的にどのタイミングで誰が誰に対して求めたんですか。

○長谷川港湾局長 まず、日付ですけれども、2月18日に阪神港長から、この米艦船の入港についての情報の提供があり、その上で、この2月18日以降になります。ですから、具体的にはこの次の日からということになりますけれども、これは私が直接、一つはアメリカの総領事館と直接連絡を取っています。これはもう私が直接でございます。これ領事館にはたくさんの職員の方がおられますので、領事館の方と私が直接話をしている。

それと、外務省についても、外務省への手続については、これは具体的には我々の副局長が外務省と直接話をしております。

○委員長（大かわら鈴子） それでは、書面の提出が必要だということを求めたのは、2月18日

以降で、局長が総領事館の職員さんに、書面の提出が必要ですよということを求められたんですね。間違いないですか。

- 長谷川港湾局長 そうです。ですから、この入港の知らせが届いた後に、アメリカ総領事館の職員に対して、私が求めたものでございます。
- 委員長（大かわら鈴子） これも日にちは分からないんですね。
- 長谷川港湾局長 これは具体的な日付というのは、これは今、記憶にございません。というのは、アメリカ総領事館とはかなり密に様々なやり取りをさせていただいて、最終的に3月14日の流れにまで、会談に最終的にということでございますので、途中経過については、記録はございません。
- 委員長（大かわら鈴子） 一番要のところですから、だから、それ一切その記憶も、どういうやり取りが——その中でやり取りがあったのかとか、そういうことも全然記録されていないんですか。
- 長谷川港湾局長 最終的に我々の記録として残るのは、この3月14日の会談でございます。それまでは事務的なやり取りを常にさせていただいております。その中で、アメリカ総領事館の職員と私が話をしておりますけれども、これについては詳細な記録はございません。
- 委員長（大かわら鈴子） いつ求めたかっていうのを、しっかりと求めたかというのがすごく大事なところですから、それ記録も分からないというのは、ちょっといかがなものかというふうに思います。

先ほどから言われていた3月14日の総領事との会談です。私、議事録をいただきましたので、ちょっとこれに沿ってお伺いしたいと思います。

3月14日金曜日10時から10時45分、港湾局の局長室で行われた。クーバス総領事ほか何人かが来られて、こちらは港湾局長、長谷川局長と小沢副局長、あと数人の方が対応をされたということになっています。

一番最初に、この議事録の中であるんですけども、クーバス総領事がこういうふう言われているんです。「ウォーリアの入港に関して御尽力いただき、また準備期間においても御協力いただき誠に感謝している。一連の準備作業において、神戸港の通常の運用及び神戸市民の皆様へのできる限りの配慮はさせていただいたつもりである。」というふう言われているんですが、何の配慮をしてくれたんですか。

- 長谷川港湾局長 まずは、この2月18日以降、我々として、総領事館といろいろ話をさせていただきました。その中で、実際に神戸港の、その間におきましても、神戸港において当然のことながら市民への配慮であったり、荷役活動への影響がないように、これはご配慮いただくということ、この場でも申し上げておりますけれども、この14日の会議以前にも申し上げております。そういう意味で、こういう御発言があったのではないかと考えています。
- 委員長（大かわら鈴子） 私ちょっと聞いているのは、その後で、局長は荷役活動なんかへの影響がないようにということを求められているんです。
その前に、向こう側からも配慮しましたというふうに答えられているんです。市民に対してどういう配慮をされたんですか、向こう側は。
- 長谷川港湾局長 先ほど申しましたとおり、今回も私がこの荷役活動に影響のないように配慮願いたいと言っておりますけれども、これまでの総領事館との調整の中でもそういったことを私は求めておりましたので、これについて総領事が発言をされたものだと考えています。

○委員長（大かわら鈴子） 新しい配慮ではなくて、これまでのやり取りの中のことについてという事なんですね。

○長谷川港湾局長 そのとおりでございます。

○委員長（大かわら鈴子） 次に、局長がこう言われているんです。「本日の核兵器非搭載についてのこの会談は、非常に重要なものであると考えている。アメリカ艦船の神戸港への入港は、この50年で初めての入港となる。神戸市民への配慮、またウォーリアの入港によって、先ほど言われました市民や荷役活動に影響のないように御配慮願いたい」というふうに発言をされているわけですが、局長から、「当初から本日の核兵器非搭載」ということを言ってらっしゃるんです。これは非常に重要な会談で、判断の根拠ともなった会談なんですけども、なぜ局長から非搭載だと、それを確認するための会議であるはずなのに、なぜ非搭載という結論めいたことを先に言われるんですか。

○長谷川港湾局長 これは非核神戸方式の話がございますので、当然、核兵器について非搭載であるということを確認するための会談であるということ非常に重要なものであると、そういう意味合いで発言をしています。

○委員長（大かわら鈴子） 先ほど言いましたように、その後も入港が前提の話がされています。判断する前に非搭載であることを確認し、その判断をする大事な会議であるのに、なぜ前提の話に、もうなっちゃうんですか。

○長谷川港湾局長 これは、もし入港になれば50年で初めての入港となるということをおっしゃるので、特にこれで何か入港が決まっているということではございません。その上で、市民や荷役活動に影響のないように御配慮いただきたいということも、我々として伝えているわけがございます。

○委員長（大かわら鈴子） これ本当に、相手国とのやり取りですから。こちらの要求をきちんとのものでもらいたいという思いがあるんやったら、これきちんとした話をせなあかんと思うんです。こちらが出してくださいという話をせなあかんわけですから。それがもういきなり認めまじょうみたいな感じに取られかねない話になっています。だからすごく、ちょっと私は気になってるんです。

次に、クーバス総領事のほうからこういうことを言われています。市民の皆さんと密になり信頼関係を築くことに注力したい、先ほど言われていたことです。そして、アメリカ合衆国の基本的な政府方針として、海軍の水上艦・潜水艦・航空機に核兵器を搭載しないということをここで述べられてるんです。

しかし、先ほどうちの朝倉委員からも指摘したような問題があります。平常時だったら搭載はしてないけれども、そういう状況が変わったら分からないんだということ。結局、これでは核非搭載との結論にはならないんじゃないんでしょうか。再度確認いたします。

○長谷川港湾局長 これは繰り返しになりますけれども、やはりアメリカの総領事がおっしゃる言葉としては非常に踏み込んだ言葉をおっしゃっていると、私どもは理解をしています。ですから基本的にはこの方針をきちんと、核兵器の搭載がないということをはっきりとおっしゃっているということは非常に重要だと理解をしています。

○委員長（大かわら鈴子） これ、踏み込んだも何も、この発言は、ちょっと調べれば一般のアメリカの方針として出ているものなんです。別に踏み込んだものではなくて、普通に調べられる内容です。なぜそれを踏み込んだと思われたんですか。

○長谷川港湾局長 これは、この3月14日の会談に当たるまでに、アメリカ総領事館とは非常にいろんな調整を行ってまいりました。実際このアメリカ総領事館の立場としては、これも恐らく本来は発言をいただけないぐらいの考えだと思います。これは推察されます。

その中で、確かにこれは2019年のアメリカ海軍の1つの文書から引用しているということですのでございますけれども、ここまでアメリカ政府が発言するというのは、かなり踏み込んだものだと理解いたしました。

○委員長（大かわら鈴子） いや、これ普通に調べたら出てくるようなものさえ発言しないって、もうどれだけ下に見られているのかなというふうなちょっと印象を、今受けてしまいました。そうじゃないですか。

○長谷川港湾局長 いや、そういうことではなく、アメリカ総領事として発言されるには非常に踏み込んだ発言だということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） ネットで調べても出てくることです。

その後こう言われているんです。個別の艦船についての核兵器の搭載の有無については言及することができない。米政府として、日本国の核兵器に対する特別な心情は十分承知している云々ということ言われているんですけれども、結局は個別の艦船については答えられないと断られているじゃないですか。

○長谷川港湾局長 個別の艦船について言及することはできないとおっしゃっていますけれども、基本的な政府方針については搭載しないと、確実におっしゃっています。

○委員長（大かわら鈴子） その個別の艦船に載ってるか載ってないかを確認する場だったんじゃないんですか。

○長谷川港湾局長 これについては、アメリカ政府として発言ができるかなり踏み込んだ意見だと、私は、繰り返しになりますが考えてございます。その上で、この前日にいただいております外務省の見解も併せ持ちまして、最終的には核兵器がないという判断に至っているということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） では、それを併せて局長は、核はないんだと思われたんですね。

○長谷川港湾局長 そういうふうには理解をした上で市長に相談をいたしてございます。

○委員長（大かわら鈴子） では、本当に局長が核は積まれていないと確信を持ちましたんだったら、さっきもありましたけど、一筆書いてもらったらよかったですか、そこで。向こうはよくこちらのことを理解していると言ってはるんですから、それだったら核はないですと、積んでませんということを書いてもらったら済む話じゃないですか。

○長谷川港湾局長 ここは港湾管理者として非常に発言がしにくいんですけれども、やはり基本は日本政府とアメリカ政府の中でいろいろな話合いがあると思います。そういったこともあるということが推察されます。我々は我々として総領事館と話をする中で、この非核神戸方式についても当然理解を求めておりますけれども、アメリカ総領事館からできる最大限として、こういう提案があったということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） これ、3月21日のその次に書いてあるのが、電話会談です。これについても、もう1回確認をしたんだと、非搭載を確認したんだということ言われていますけれども、長谷川局長が、ウォーリアが今回の入港に当たり核非搭載であることを改めてお聞きすると。そして聞かれて、クーバス総領事は、アメリカ政府の方針どおりであるとだけ答えられてるんです。全然何の言質も取られてないじゃないですか。

- 長谷川港湾局長 これは、ですから3月14日のクーバス総領事の意見を踏まえ、そのとおりであると、アメリカ政府の方針どおりであるとお答えがあったものでございます。
- 委員長（大かわら鈴子） これが、その言われています外務省の見解と、今回のこの総領事との会見、これを基に入港を判断したという大事な1つのキーなんです。結局はその一般的なことを言われて、個別的なことは分からない。今回入るものに核が積まれているかどうか、具体的なその言及もない。これでは、とてもじゃないけれども許可できるレベルではないと思うんですけど。
- 長谷川港湾局長 我々といたしましては、この外務省北米局の見解と今回の見解をもって、この議会の決議に言われております、いわゆる核を搭載していないことを確認するための書類であると認識いたしてございます。
- 委員長（大かわら鈴子） 私が気になってるのは、この議事録を見て、1度も非核証明書のごとに触れられていないんです。なぜ提出をこの場でも求めなかったんですか。
- 長谷川港湾局長 この点につきましては、この14日の会談を実施するに当たって、その前段で我々はやり取りをしているということでございます。
- 委員長（大かわら鈴子） でも、そこでも、ほな出しましょうという話にはなってなかったんでしょう。だったらここはチャンスだったんです。局長が直接求められるんだから。向こうは神戸のことをよう分かってるって言うてはるんですから、ではどれだけ神戸がこれまで非核証明書提出を大事にしてきたかもよく分かっているはずなんです。だったら求めて当然じゃないですか。
- 長谷川港湾局長 この14日の会談前には、しっかりとその話をさせていただいています。その上で私どもといたしましては、核兵器の非搭載についての非常に重要なこの3月14日の会談であるということをお伝えをしているということでございます。
- 委員長（大かわら鈴子）しっかりと14日までに話をしていると言われていたけど、その記録もないんでしょう。いつ非核証明書出してくださいと言うたかは、日にちも分からない。これでなぜしっかりと話をしている、しっかりと求められていると言えるんですか。
- 長谷川港湾局長 これについては私が責任を持ってアメリカ総領事館と対応しておりますので、これは私の責任において対応をしたものでございます。
- 委員長（大かわら鈴子） それだったら責任を持って局長がここで求めるべきでしょう。非核証明書の提出が鍵なんですから、この制度の。
- 長谷川港湾局長 このクーバス総領事の意見は、これは繰り返しになりますけど、やはりアメリカ政府としては非常に突っ込んだ話になっていると私は理解をしております。ですから、この会談も含め、この北米局からの文書も含め、入港に至る文書であると理解をしています。
- 委員長（大かわら鈴子） いや、さっきから突っ込んだ話だ、突っ込んだ話だと言われてるんですけど、一個も突っ込んでないじゃないですか。一般的なことしか言っていないし、局長も肝腎なことは避けてるし、さあどうぞどうぞ入ってくださいという話にしか見えません。
- 長谷川港湾局長 これ少し繰り返しになりますけれども、やはり日本政府とアメリカ政府の中でいろいろな取決めがあると、これは推察をされます。やはりその中で我々の協議でございまして、これはクーバス総領事にとっては非常に突っ込んだ話になっていると理解をしています。
- 委員長（大かわら鈴子） なぜ突っ込んだ話と言われるのかがよく分からないです。それで、もともとこの非核神戸方式については、先ほどから宮崎元市長のことも出ていますけれども、核密約なんかの問題もいろいろあった、その中で神戸の市民の安全を守りたいということで、宮崎

市長が向こうのトップから直接その一筆取るんだと、これで証明をするんだということ言われていた分なんです。

ちょうど局長が大事な大事な会談をされたのに、そこでそれが一言も出てこない、全くそれに触れられていない。これは大問題だと思うんですけど、いかがですか。

○長谷川港湾局長 まずはこの会談に当たりまして、総領事館とは当然話をしてしています。その上でこの会談に向かっています。私といたしましては、この会談は非常に重要なものであり、アメリカ政府としても非常に我々のことを理解した上での御発言になっていると理解をしています。

○委員長（大かわら鈴子） 本当に理解していただいているのか、配慮していただいたのか、本当に疑問です。

ちょっとお聞きしますけれども、局長、私たちが申入れをしたときの説明で、総領事館は、神戸市が50年間守り続けてきた非核神戸方式についてもよく理解していると、核に対する国民の感情もよく理解している——先ほどの答弁でも言われてました——こういうことをずっと言われてました。そういうことを言われているんだしたら、さっきも言ったように非核証明書の大切さということももちろん理解をしているはずなんです。それが今回のように、個別の艦船は断られている。

もうちょっと先ほども聞かれてましたけど、よく答えが分からなかったので聞きますけれども、何でそこまで提出を拒まれるんでしょうか。なぜ出せないんですかということ聞かれたんですか。

○長谷川港湾局長 なぜ出せないかについては、これは一港湾管理者として非常に申し上げることが難しい問題でございます。これは日本政府とやはりアメリカ政府の間において、これまでの歴史的な経緯も含めて様々整理があると思います。ですから、我々としてはその点について言及することが難しいというのが、私の今の見解でございます。

○委員長（大かわら鈴子） これをもし聞かれていたら、それこそ突っ込んだ会談やって言われてもいいと思います。全然突っ込んでいない、一般的な話で終わるとるじゃないですか。いや、これが判断の基準とはとても言えないというふうに思います。

それから、提出をしない、ルールは守らないということで、アメリカ側は、総領事のほうは言われているわけで、結局はそういうことになってるんです。それでも自分たちの要求は何が何でも通したい、入港させてほしい。これが本当に配慮されてるものなのでしょうか。ちょっとあまりにも身勝手過ぎるということではないですか。

神戸市を本当に尊重するという気持ちがある、言われるようにあるのであれば、こんなことにならへんと思うんです。何で局長はこれで納得できるのかなと、私、不思議でしょうがないんです。

○長谷川港湾局長 この総領事の発言におきましても、我々のことをやはり理解はしていただいているということに変わりはありません。また、この総領事も直接、特別な心情についても重々承知しているというところまで発言をされております。また、いわゆる神戸港の通常の運用についても配慮するというところもおっしゃっています。そういった中で、総領事としては誠心誠意対応していただいていると認識をしています。

○委員長（大かわら鈴子） いや、だから結局は同じことしか言われませんが、分かるとるんやったら非核証明書がどういう位置づけかということも理解はされているはずなんです。それを出さないということなんです。

今回の入港の目的は慰安と物資の積込みということになっていますが、非核神戸方式50周年の

この時期にあえて入港を求めてきた。非核神戸方式を崩してしまおうとのもくろみで、やっぱり入港の実績づくり、これが目的となっているんじゃないんですか。

○長谷川港湾局長 この入港の過程につきましては、最初に答弁をさせていただいておりますけれども、日本政府とアメリカ政府の間で話合いが多分行われていると推察されます。ですから、これをあえてこのタイミングであるとか、なし崩し的なような発言については私は理解ができません。これはあくまでもスタートは日本政府とアメリカ政府の話合いで決まっているものではないかと推察をいたしてございます。

○委員長（大かわら鈴子） やから、こういう曖昧な会談になってしまったんじゃないかと思えます。やっぱりこれは、きちんと危機感を持つべきでしょう。普通に考えたら誰でも思います、狙われているんやと、そういうことを。なぜその危機感が持てないのかと思うんですけど、いかがですか。

○長谷川港湾局長 我々に危機感がないわけではございません。当然、港湾法に基づくものと議会の決議というのを尊重するというこの立場は一切欠いてございませんので、我々としてできることを最大限させていただいております。

○委員長（大かわら鈴子） いや、もっとできることがあったはずです。私、先ほど言いましたけれどもね。

先ほどカナダ艦船の話もありましたけど、'98年にカナダの艦船が非核証明書を提出せずに入港した。これ、経過から言えば、外務省に照会をして、カナダ自体が核を持っていない国であると、これを確認をして、苦肉の策として認めたんだという例外中の例外の話です。

私たちが申入れに行ったときも、副局長は、その当時もこの非核証明書を提出せずに認めたことに対して、口頭だけの確認でよかったのかということでも社内でも議論になったんだというお話もしていただきました。

やはり大原則は、どの国であっても平等に非核証明書の提出を求めると、提出をしてもらおうと、実際にこれ、してもらってきているんですから。結局アメリカだけでなくオーストラリアなんて、ほかの国に説明つかないんじゃないんですか。いかがですか。

○長谷川港湾局長 他の国におきましても、いわゆる非核証明というのは出ておりますけれども、これは総領事館が恐らく途中で入っているかと思えます。そういう意味におきましては、今回も外務省と総領事館を入れての事務でございまして、何も不平等であるとは私は思っておりません。同じような対応であると考えております。

○委員長（大かわら鈴子） アメリカ以外は非核証明書を求めて出してもらっている、そして入港ができる。アメリカは非核証明書を提出しなくても入港してもらっている。これ、どこが平等なんですか。ちょっと分からへんかったからお願いします。

○長谷川港湾局長 手続論におきましては、総領事館が入ることについては同じ対応でございます。その上で非核の証明書が出る——今回は非核の証明書は出ておりませんが、この総領事館から踏み込んだ見解をいただいているということで、私どもは同じ対応だと理解をしています。

○委員長（大かわら鈴子） もう全然、ちょっと甘過ぎます。それは。全く、先ほども言ったように、全然根拠にはなってないです。

それで、先ほどからもありましたけれども、やっぱり歴史を振り返ったら、終戦直後からアメリカ軍に全面占領されていた神戸港が、1974年6月に、全面的に返還をされたんですけども、

その直後に放射能漏れ事故を起こした原子力船むつ、これの寄港問題が起こって、先ほどもありましたラロック発言を経て非核神戸方式が確立をされていくということになるんですが、戦略上の必要性から核兵器を積んでいるとも積んでいないとも明言しないアメリカは、この間、50年間は入港してこなかった、寄港できなかった。今回は意図を持ってやってきているわけです。

だからこそ、当局の毅然とした対応こそ求められると思うんです。こちらが示したルールを守らないということなのに、その外務省の見解にすがって拡大解釈して、どうぞどうぞと招き入れると、これはやっぱりアメリカだけ特別扱いということになるのではないですか。だって、さっきの——何回も言いますけれども——この会談の中では非核証明書も何にも触れられていない。これが根拠になっているんですから、やっぱり不平等じゃないですか。

○長谷川港湾局長 決してアメリカだけを特別扱いをしているという認識はございません。私どもは、先ほどから言っておりますとおり、議会の決議を尊重する手続を進めるということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） 議会決議ということですがけれども、非核神戸方式で求められているのは非核証明書、これをきちんと出してもらいましょうということです。だからこそ、その手続を厳格に行うということが大切なんだと思うんです。いや、こういうやり方をしとったら神戸の国際的な信用をなくしてしまうんじゃないですか。

○長谷川港湾局長 私どもの信用というのは、これはきちっと対応しながら信頼関係を築いております。ですから、この件で信用が揺らぐというものではないと理解しています。

○委員長（大かわら鈴子） でも、この大事な非核神戸方式、ここに対して本当にたくさんの注目が集まっているときなんです。だからこそこれを守っていこうという運動も大きくなってきていると思うんです。だからこそ対応が求められていると思うんです。

私たち議員団が、3月19日に厳正な審査をしてほしいということで申入れもしました。そのとき小沢副局長は、あくまでも書面の提出を求めると、核兵器がないという確認がない以上入港の許可はできないんだということを言われているんです。これは繰り返し言われてました、あくまでも書面提出を求めると。

これはどうなのでしょう。私たち議員団に適当に言ってやり過ぎそうと思われていたのか、それとも、苦しい立場ではあるんだけど非核神戸方式は重要だからとの思いからの発言なのか、どういうことやったんですか。

○小沢港湾局副局長 先ほど局長が答弁申し上げますように、この3月14日以前のやり取りの中で求めてきているということと、それからあわせまして、先ほど来答弁申し上げますように、3月14日、あるいは3月21日に核搭載がないということを確認を取ったということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） 何か聞いたことと答弁がちょっと食い違っているような気がしたんですけど、ちょっともう1回答えてもらえますか。

○小沢港湾局副局長 先ほど局長が答弁申し上げますように、3月14日以前に総領事館とやり取りをしてまして、その中で証明書の提出を求めてきているということは米国政府も理解しているということがございますし、核搭載がないことについてはこの3月14日で、重ねて3月21日に確認をしたということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） あくまでも書面を求めると繰り返して言われてたんですけど、結局その求めた日も分からない、それは1回だけしか求めてないということですか。

○長谷川港湾局長 3月19日の申入れのときに、これは私が不在でございました。これについては

申し訳なく思っております。私がおれば、これまでの経緯をきちっと御説明申し上げたんですけれども、21日にはその点については私のほうから共産党の議員団の方々に申し上げたとおりでございます。

- 委員長**（大かわら鈴子） 結局、これ本当に手続をしっかりと守っていくんだと、やっていくんだということも局長も言われていたと思うんです——ちょっとごめんなさい、ちょっと今見つからないけれども——その要望に行ったときも、市会決議に基づいてやるんだということも繰り返し言われていたと思います。ところが議事録が出てきてみたら一言も触れていない、こんな感じでしょう。厳しい対応をすることにはなっていないということだというふうに思います。

今、本当に世界ではいろんな困難な状況——ガザですとか、ウクライナとかいろいろありますけれども、核兵器禁止条約が国連で採択をされて、平和への潮流というのは本当に大きくなってきているんです。非核神戸方式自体も国連でも評価をされている、それでほかの地域にもいかに広げていくかということが求められているという、こういう時期であるというふうに思います。

今回のこの神戸の暴挙というのは、世界のこの平和の動きに逆流となることでもありますし、冷水を浴びせるものであるというふうに思います。自らのこれまでの積み重ねさえも崩しかねないという、今、状況になってきているんじゃないかと、それを招いてるんじゃないかというふうに思うんです。局長、この責任の重大性ということはきちんと向き合うべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 長谷川港湾局長** 当然それは重々理解をしておりますし、この2月18日以降、これまでの間外務省においての手続や、またアメリカ総領事館とのやり取りについては私が責任を持って対応したものでございますし、この1つの根拠をつくり上げる過程においても、私が責任を持ってこういう話をしております。これをもって市長に御相談を申し上げたというのが事実でございます。

- 委員長**（大かわら鈴子） その相談された日も、言った言葉もうろ覚えではあかんでしょう。そういうことを思います。

- 長谷川港湾局長** うろ覚えというのは、入港があるということに対してはうろ覚えでございますけれども、その後の手続についてはしっかりと市長と相談をさせていただいています。

- 委員長**（大かわら鈴子） この間ずっと、終戦直後から長期にわたってこの港が占拠されて、本当に痛苦の時代があった、そういう経験を神戸は持っているわけです。非核神戸方式ができたことによって、平和な港、世界有数の商業港となって発展をしてきています。この神戸港を再び軍事利用させると、こんなことがあつてはならないというふうに思うんです。

平和を願う神戸市民の皆さんとか、歴代市長とか港湾局長、そして職員の皆さんが今まで力を合わせて50年間守り抜いてきたのが、この非核神戸方式だというふうに思うんです。このまま形骸化をさせては絶対にならないというふうに思います。

このたびの暴挙については、全ての皆さんの思いを裏切ることになるものでもあるというふうに思います。日米同盟の中、地方自治法を破壊すると、絶対にこういうことも許してはならないということも申し添えておきたいと思います。

そして神戸市民と神戸港、それから地域の安全と平和に責任を持つと、そういう港湾局として今回の措置の誤りは率直に認めて、今後非核証明書の提出の義務づけを厳格に実施するという従前どおりの手続を行うことを、もう1度明言をしていただきたいと思います。

- 長谷川港湾局長** 今回の手続につきましては——これは繰り返しになりますけれども——1つの外務省のこの見解とアメリカ総領事の見解をもって、私どもといたしましては適正に手続が行わ

れているものと考えております。これをもって最終的に21日に市長とも相談をし、入港することに至っています。

また、今後につきましてはこの議会の決議を尊重するというので、この非核神戸方式をしっかりと守れるように努めていくということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） 端的にお答えください。今後は非核証明書の提出の義務づけを厳格に実施するという従前どおりの手続を行うことを明言してください。

○長谷川港湾局長 今回のこの件もでございますので……（「端的に答えてください。」の声あり）
今回のこの件もでございますので、やり方についてはその都度御相談をさせていただきたいと存じます。

○委員長（大かわら鈴子） それはどういう意味ですか。

○長谷川港湾局長 非核神戸方式についてはきちっと守るということでございます。その上で、今回はこういう形になっておりますけれども、非核神戸方式についてはしっかりと守っていくということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） 非核神戸方式のその肝は、証明書の提出なんです。それがなければ今回のようなあやふやなことになります。非核証明書の提出も厳格に求めるという従前どおりの手続が必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○長谷川港湾局長 その点につきましては、従前どおりの手続について、今回も我々は従前どおりの手続をする仮定で進めておりました。するつもりで手続をしております。最終的にはこのような結果になっておりますけれども、我々といたしましては従前の手続を踏襲するというのは、これは当然であると考えています。

○委員長（大かわら鈴子） では今回はこういう結果になったけれども、これからは従前どおりの手続をするということで確認をしていいですね。

○長谷川港湾局長 今、私の申し上げたとおりでございまして、今回はこういう形になっておりますけれども、従前の手続をきちっと踏まえまして、今回もこの手続をさせていただいております。ですから従前の手続に基づいて、今後も進めていくということでございます。

○委員長（大かわら鈴子） 非核証明書の提出をしっかりと義務づけして、従前どおりの手続、これはもう厳格に守っていただきたいということを求めておきます。ここを崩してはならないというふうに思います。

そして、アメリカであろうとどこであろうと、言うべきことは毅然と対応してしっかりと守っていく、これはもう本当に世界的にも高く評価された非核神戸方式ですから、厳格な執行を求めて終わります。

○委員長（大かわら鈴子） 他に御発言はありますか。

それでは、港湾局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては港湾局が退出するまでしばらくお待ち願います。

委員の皆様申し上げます。次の文化スポーツ局が入室するまでの間、休憩といたしたいと存じます。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしますので御了承願います。

（午後0時47分休憩）

（午後0時52分再開）

（文化スポーツ局）

○委員長（大かわら鈴子） ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより、文化スポーツ局関係の審査を行います。

それでは、文化スポーツ局の所管事項について、御質疑をどうぞ。

○委員（松本しゅうじ） それでは質問させていただきます。

もう新聞発表等々、マラソンの関連ではよくいろんな形で高評価をいただいておりますが、特にこの神戸マラソンは今大会から新しいコースになりましたので、正式に発表された後にということで、皆さんはタイムが短縮するなど、高速マラソンなるのではないかと非常に期待をしておられます。

そこで提案なんですけど、折り返し後にランナーが走ることになります神戸須磨シーワールド、大変今人気で、あそこにホテルも併設されてまして非常に前が広いエリアとなっていて、この神戸マラソンのときには非常に応援のしやすい場所だなということを見ながら想像しておりましたので、そのことについてちょっと質問したいんですけども。このことで、今人気の神戸須磨シーワールドなんですけど、これ神戸マラソンの当日に同じように応援を、産経グループさんの皆さん方も一緒になって応援していただいて、神戸を盛り上げるという意味では大変ニュースソースも高いし、マスコミ関係も取り上げやすいのではないかなど、そんなふうに思ったりするんですが、映像としても映えるというようなことも想像はしているんですけど、こうした相乗効果を期待できるのではないかと、私自身はそう思っているんですけど、宮道局長さんは昔から文化とスポーツの融合については本当に一生懸命に取り組んでいただいております、縦割りであったり分野と分野が違ってもしっかりと結びつけながら、非常に広範囲に貢献されてきたと思います。

私の印象などは、本当に神戸茶花道会を含めて、神戸市の玄関に文化の発祥の、日本の伝統文化がどんとあると、こういうところはあまりないのではないかなど、そんなふうにして、大変そのことについても貢献していただいたことに非常に感謝しているのですが、今回は神戸マラソンについて改めて今後の文化スポーツ局、観光とそういった文化スポーツを合わせたということで、しっかりとこれからも進めていただきたいと思います、局長の思いをお伺いしたいと思います。

○宮道文化スポーツ局長 ありがとうございます。

神戸マラソンは、おっしゃっていただきましたように、競技大会であります。それとともに市外・海外からも多くの一般ランナーも集まります。2万人が神戸のまちを走る大規模なスポーツイベントでございます。

今回、そのテーマであります震災復興の感謝をお伝えして、さらに神戸の魅力を発信するために、この11月の開催から明石海峡大橋を超えて、さらに明石市域まで海沿いに延伸するとともに、神戸のウォーターフロントをゴールとする、よりランナーにも応援する人たちにも魅力のあるコースへと変更するようにさせていただいたところでございます。

一方で、おっしゃっていただきましたように沿道の応援イベントも神戸マラソンの大きな魅力であり、特徴になっているかと思っております。それは震災経験を機に育ててこられました、人のために役に立ちたいという市民の皆さんのボランティアなどのお気持ち、それから来訪者に対しても感謝とおもてなしの気持ち、こういったものを持って温かく接しておられるということが根底にあるのではないかと考えてございます。

委員から御発言がございましたように、コース上の各地域の様々な要素を加えながら、この2万人のランナープラス応援に来られる来街者の方も非常に多いところがございますので、そういったことを効果的に実施していくためには、一定、おっしゃっていただきましたように広い場所、それから映えるところ、そういったところが必要となってくるかと思っております。

昨年オープンしましたこの須磨シーワールド前の2号線沿いは、もちろん神戸マラソンの沿道なんですけど、昨年の大会当日は、施設側においても来場者への影響を考慮しまして、神戸須磨シーワールドホテルとともに休館される判断をされました。また、大会の実行委員会においてもシーワールドのオープン後初めての開催でございましたので、施設周辺の集客状況の予測がつきにくく、応援イベントを行っていませんでした。結果的に見ますと、昨年の様子も拝見しましたが、非常にもったいないような場所になってしまっております。

委員御指摘のとおり、このシーワールドは、神戸を代表する新たな観光資源でございます。先ほどもおっしゃっていただいたように、歩道を含めて大変広いスペースもあります。映えるポイントもあろうかと思えます。そうしたところと連携してイベントなどを実施できれば、大会にとってもシーワールドにとってもお互いにウィン・ウィンで魅力的なPRが可能なポイントだというふうに考えてございます。

今後、須磨シーワールドや、それから須磨海浜公園のパークマネジメント組織の御意向も十分にお聞きをしながらではございますけれども、この施設前の貴重なスペースの有効活用に、双方にメリットのあるような効果的な取組を検討してまいりたいと思っております。

その際には、おっしゃっていただきましたようにスポーツの応援の側面だけではなくて、例えば須磨地区の伝統のある文化的な要素ですとか食、観光的な特徴、こういったものを大きく俯瞰した視点で取り組むように、しっかりと引き継いでまいりたいと考えてございます。

○委員（松本しゅうじ） ありがとうございます。

今回で宮道局長さんも退職されるというようなこともお聞きしているんですが、今の件について、シャチのぬいぐるみを着ていただいて、横断幕をつけて、ここに須磨シーワールド、神戸マラソン、皆さん元気に頑張っていると。もう1つ加えて、前にハーフマラソンがあった時期があるんですが、そのときには須磨の交通局の一ノ谷のあそこでまでがハーフマラソンとして、当時は矢田市長さんなんかもハーフマラソンには参加していただいたりして、そのときには地元からは須磨太鼓というのがあって、それで皆さん、子供たちも含めて一生懸命応援して、楽しいマラソンだったんです。

ただただ走っているのを見ている、いろんな応援の仕方はあるんでしょうけれども、そういった組織的に地元の人たちが老若男女そろって応援できるという、そういう場所が、せっかく今回こうして須磨シーワールドの前にできたので、もう1度復活してもらいたいというようなことで、それぞれの会社や実行委員会のいろんな調整があるとは思いますが、ぜひそのことを要望しておきたいなど、こう思うんです。

局長さんについては、僕はやはり水族館の当時から、得意の水中写真をずっと載せていただいて、我々も知らなかったんですが、それを見ていたんです。その小さなあの冊子の名前——何だったかな、ちょっと忘れちゃったけど——あれを見ると全部宮道さんなんですというのを後でお聞きしまして、神戸市にこういう方がいらっしゃるんだと思って、本当にその後にはすまうら水産の皆さん方にも、今度ああした須磨海づり公園を改めてもう必死に要望して、ようやく関係者の皆さん方にも御協力していただいて、今大変人気になっておりますが、そのときもあの下に

神戸市の市電が水中に埋まっていると——埋まっているというか沈めたんです、魚礁として。それがどこら辺にあるかというようなことも、当時漁協の皆さん方がここでしょうと言われて潜っておられたんですが、なかなか1回や2回では見つからなくて、そのときにも大活躍したのが宮道局長さんでありましたので、本当にいろいろな場面で、文化やスポーツ以上のもので大変御活躍されてきましたので、いろんないい局長さんもたくさんいらっしゃるんですが、もう本当に僕はナンバー1の宮道局長さんだったなと思って、非常に心底親しみを感じておまして、お正月の茶花道会の会では、もういつも各神社の皆さん方もどぎっばらんにお話をされて、神戸の文化の発展にいろいろと本当に御協力されておる姿を見ております。

最後にですけど、これ、僕が言うてええのか、多分、局が……

○委員長（大かわら鈴子） まだ、質問がありませんか。

○委員（松本しゅうじ） そうか、そうか。

そのこともあって、その思い、もう1度御答弁いただけたらありがたいと思います。

○宮道文化スポーツ局長 過分のお言葉ありがとうございます。今日まで一生懸命やってまいりました。とりわけ文化とスポーツの融合、この局のミッションでございます。そういったところを、不足はあったかもしれませんが、一生懸命努めさせていただいたことは大変ありがたく思っております。引き続き、どうぞこの局をよろしく願いいたします。

○委員（松本しゅうじ） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。

○委員（住本かずのり） 私のほうから、海軍操練所跡地について御質問させていただきます。

3月16日に神戸市立博物館で開催されました海軍操練所跡遺跡発掘成果報告会に、私、出席させていただきまして、宮道局長も現場でお会いさせていただいたんですけど、そのときに挨拶で久元市長より、この貴重な歴史遺産は現在埋め戻されているが、皆さんに見ていただくように港湾局とともに考えていくという挨拶がありました。

この遺跡は非常に貴重なものでありまして、ぜひ市民や観光客の皆さんに見ていただけるよう保存・活用いただきたいと思いますと考えますが、文化スポーツ局として今後この遺跡をどのように保存・活用していこうと考えているのかお聞かせください。

○宮道文化スポーツ局長 委員にも御出席賜りまして、3月16日に報告会をやらせていただきました。

令和5年度に現地の発掘調査を行った上で、幕末から明治の開港に至る重要な遺構が発見されました。港湾局と協議の末、今この主要な部分を保存するために、保護するための埋め戻しをしておるところでございます。

どういったところに特徴があるかと申しますと、この幕末の防波堤と明治時代の神戸港の第1波止場の防波堤、また灯台施設が重なるように、重層的に発見をされました。この状況が視覚的にも非常に分かりやすいということと併せて、幕末から明治にかけての築港の過程が連続的にうかがえるのは全国で唯一ここだけという、貴重なものであることが分かりました。

委員からは、先般、経済港湾委員会で港湾局にも御質問をいただいております。その際に港湾局長からも、建物のエントランスに入ったときにうまく遺構が見えるようなそういう仕組み、またガラス張りにするとか様々な工夫が考えられるということは聞いてございます。

私どももそのような形で話をしているところでございますが、我々、港湾局に任せるということではなく、ある意味イニシアチブを取るような形でしっかりと進めてまいりたいと考え

てございます。

- 委員（住本かずのり） 当日の市長の挨拶でも、何か港湾局はこの遺跡を後回しにしているんじゃないかみたいな発言があって、それではいかんだろうと私は思っております。

今後ウオーターフロントを大きく再整備することで変わっていくんですけど、やっぱり海軍操練所のような貴重な歴史資産を市民の皆さんや観光客に見ていただくことで、さらに神戸のPRを図って人を呼び込んでいくという観点、視点、文化行政においても非常に大事なことだと私は考えております。

私としては単なる遺跡ではなくて、遡れば、これは網屋吉兵衛が船たて場をそこにつくったところから始まった。神戸港の基となる場所でもあり、今の港町神戸が始まった場所ということでもあります。これを後世までやっぱり紡いでいくためにも、しっかりとこのウオーターフロントデザインに取り組んでいくべきだということを、港湾局にも私の思いを言わせていただいております。

神戸の文化に尽力いただいた宮道局長だと思いますが、ぜひ熱い思いを再度お願いしたいと思います。

- 宮道文化スポーツ局長 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、本当に今回の発掘調査による発見は、もう日本の中でも希有な発見になったというふうに思います。私どもとしては港湾局の整備を待つということではなくて、経済的な視点ですとか、ある意味、大げさではあるかと思いますがシビックプライドの醸成のような形も含めて様々な活用策を掲示した上で、そのために早期に再整備の必要があること、これを示すのがうちの局の役割じゃないかというふうに考えてございます。

この重要な遺跡を広く市民に知っていただくための取組として、せんだっての16日も開催をさせていただきました。今後、例えば市立博物館でも、海軍操練所の関係資料の展示を行ってまいります。さらに埋蔵文化財センターでは、発掘調査の成果に基づく出土品の展示なども行ってまいりたいと思っております。海軍操練所と神戸第1波止場、それから網屋吉兵衛さんのお話、そういうことを含めてになろうかと思っております。

ここから私が本当に考えていることですが、この海軍操練所跡を中心とした本当の開港の部分から、そこから旧居留地ができました。その後に雑居地である北野・山本地区の伝統的建造物群の保護に至ったわけでございます。

例えば1868年に神戸に来られたハンターさん——ハンター邸のオーナーでございます。ハンターさんの足跡ですとか、この暮らしをたどるような神戸港発展のストーリーを立てられる、そんな観光ルートの提案ができるのではないかなというふうに考えてございます。

港、それからまち、北野などを一つの線で結んで、歴史的遺産に焦点を当てながら、魅力的な港町になるように大きく俯瞰的な視点で我が局が動くことで、神戸観光局なども含めて連携できるものと考えてございます。

間もなく退職する立場で無責任なことを申し上げるわけにはまいりませんが、引き継ぐ立場としては、文化行政の枠を超えて新たな発想が求められているのは多く感じております。港湾局が進めるウオーターフロントエリアの再開発とともに、多くの方々から共感いただけるようにしっかり取り組んでもらいたいというふうに考えてございます。

- 委員（住本かずのり） 局長の熱い思いを受け止めましたので、私も頑張ってまいります。ありがとうございます。

○委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（大かわら鈴子） 他に御質疑がなければ、この際私のほうから一言申し上げます。

宮道文化スポーツ局長におかれましては、この3月末をもって退職されるとお聞きいたしております。長きにわたり神戸市政の発展に御尽力をいただき、大変御苦労さまでした。ぜひ一言お願いしたいと思います。

宮道局長、よろしく願いいたします。

○宮道文化スポーツ局長 今日このような場をいただきました当委員会の委員の皆様、本当にありがとうございます。まず冒頭に、この1年間の委員会におきまして様々な案件を御審議いただきましたことに、文化スポーツ局長として御礼を申し上げます。

さて、委員長からございましたように、この3月末をもって41年間の神戸市職員生活を終えることとなります。30年前の阪神・淡路大震災、そして2020年初めからの3年以上にわたるコロナ禍など、市民や市会の皆様とともに苦難を乗り越えるために働いてきたつもりでございます。

そして、その2つの辛苦から立ち上がる際に、当時は担当者として、また今回は幹部、局長として、そのいずれにも文化やスポーツの行政を担う立場で深く関わりました。人が主役であり、より多くの市民の方々の笑顔を見ることができるよう業務の遂行に当たることができたことは、神戸市の職員として、しんどいことはありましたけれども、とても幸せだったと胸を張って定年を迎えたいと思っております。

震災30年事業をはじめ、来年度につなげていくための文化スポーツ行政の予算編成もしっかりとすることができたかなと思っております。我が局の幹部、それから職員1人1人に対しても感謝とともに、しっかりとこれまでにまいた種からの芽吹きを育ててほしいと願っております。

印象的なことを2つだけお話しさせていただきます。

1つ目は、震災復興に関わることです。係長時代に、まだ焼け跡が残る新長田において、地域の商店主や皆様とともにつくったスティールパンのオーケストラがございました。今、それから25年を迎えて、まちの宝物になっております。

もう1つは、課長時代に、新開地の皆さんの熱い思いを受け止めて事業スキームづくりに奔走した喜楽館、ここもコロナ禍を乗り越えて、今年、新開地の120年事業の中心となろうとしております。

震災30年の両陛下の行幸の際に、この2つの事業が陛下へ演奏を献上、また御紹介されたことは、私にとっての震災復興の様々な伏線が本当に回収されたような、ドラマのような出来事だったと思います。

もう1つは、9年以上前になりますが、課長・部長時代にフルートの存廃問題に市民の方々とともに対応していた際には、地方自治法における二元代表制——長と議会の関係——これを身をもって感じることができました。極めて印象的なことでした。

最後になりますが、課長後半から局長まで文化スポーツ行政一筋に携わりましたが、実は文化交流課以外の分野は、全て教育委員会から移管を受けたものでございました。私としては、教育委員会から市長部局に行って、決して後退したと言われる分野がないように強い気持ちを持って取り組んでまいりました。

その間、温かく、また厳しい御指導をいただき、共に道筋をつけていただいた神戸市会の先生

方に感謝とお礼を申し上げるとともに、これからもチャンスと希望のあるまち神戸、これを実現するために、我が局の後輩たちを御指導いただきますようお願い申し上げまして、退任を迎える局長からの最後のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○委員長（大かわら鈴子）　ありがとうございました。本当にお疲れさまでした。

それでは、文化スポーツ局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦勞さまでした。

なお、委員各位におかれては、文化スポーツ局が退出するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（大かわら鈴子）　それでは、これより意見決定を行います。

初めに、第120号議案中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築工事請負契約締結の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（大かわら鈴子）　それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○委員長（大かわら鈴子）　本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後1時17分閉会）